

第2次高鍋町環境基本計画

令和8(2026)年●月 高鍋町

目次

第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の背景	2
1-2	環境を取り巻く動向	3
1-3	計画の位置づけ	15
1-4	計画の期間	17
1-5	計画の対象	18
1-6	計画の構成	21

第2章 高鍋町の地域特性

2-1	自然的特性	23
2-2	経済的特性	26
2-3	社会的特性	29

第3章 環境の現状と課題

3-1	地球環境	32
3-2	資源循環	35
3-3	生活環境	37
3-4	自然環境	39
3-5	環境教育	45

第4章 計画の目標

4-1	望ましい環境像	48
4-2	計画の基本目標	49
4-3	施策の体系	50

第5章 目標達成のための施策

5-1	基本目標1 「地球と環境にやさしいまち」	53
	高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	54
	第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	56
	高鍋町気候変動適応計画	62
5-2	基本目標2 「資源と経済が循環するまち」	67
5-3	基本目標3 「誰もが快適に暮らせる美しいまち」	69
5-4	基本目標4 「豊かな自然を未来に繋ぐまち」	73
5-5	基本目標5 「すべての人が環境のために協働するまち」	77

第6章 計画の推進体制・進行管理

6-1	計画の推進体制	80
6-2	計画の進行管理	82

資料編

本計画の図表について

- 各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- 注釈は「※」で示しています。

1

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

策定の趣旨

本町では、平成25(2013)に「高鍋町環境基本計画」を策定し、環境の保全のために必要な施策・事業を推進してきました。

今後も継続して環境保全を推進するため、社会経済情勢・町民意識の変化を踏まえ、「**第2次高鍋町環境基本計画**」(以下「本計画」という。)を策定します。

計画見直しの趣旨

計画の策定に当たっては、計画策定以降の社会経済情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向等を踏まえます。

特に、環境問題として**気候変動、生物多様性の保持**など、幅広い視点からの取り組みが要求されていることから、地球温暖化に対する法制度(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)及び気候変動適応法)との連携を強化し、積極的に施策を推進します。

また、本町の最上位計画である「第6次高鍋町総合計画」と整合を図り、環境施策の各分野間の連携のみならず、区域における他分野の施策と連携し、統合的に町の課題解決に取り組みます。



高鍋町環境基本計画(平成25年度策定)

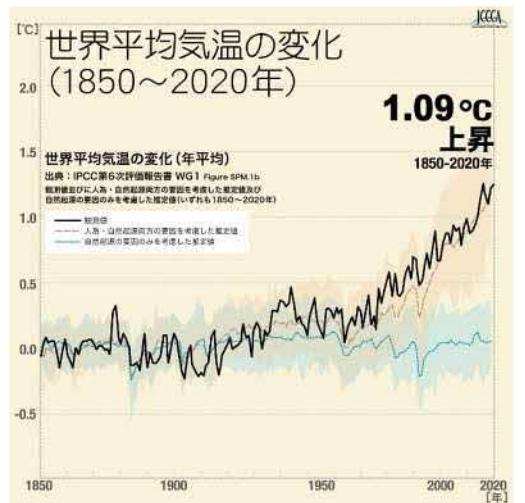
1-2 環境を取り巻く動向

3つの環境危機

現在、人類は気候変動・生物多様性の損失・汚染という、3つの世界的な危機に直面しています。

気候変動

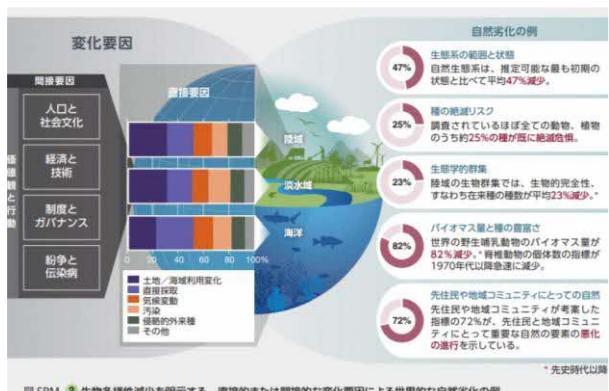
令和6(2024)年の世界平均気温は産業革命前より1.55°C上昇し、**観測史上最高**となりました。国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、**地球沸騰の時代が到来**した」と表明しています。



出典:全国地球温暖化防止活動推進センター

生物多様性の損失

私たちが生きる現代は「**第6の大量絶滅時代**」ともいわれ、過去5回発生した大絶滅より種の絶滅速度は速く、**その主な原因は人間活動による影響**と考えられ、適切な対策を講じなければ今後更に加速すると指摘されています。



出典:IPBES生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書

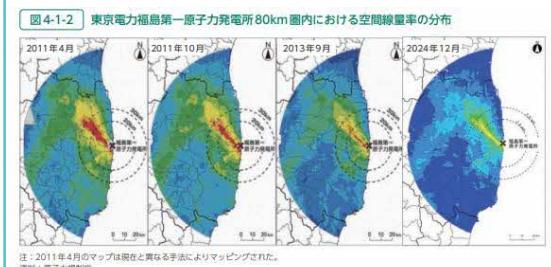
世界

国内

高鍋町

污染

水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがつて存在する反応性窒素、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する**有害化学物質**によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

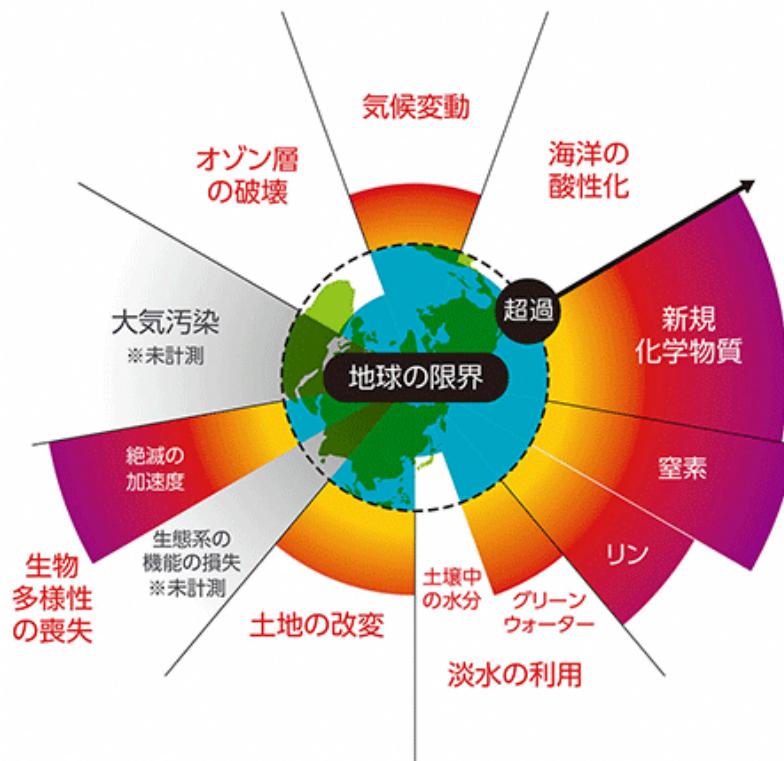


出典:令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書

地球の環境収容力の臨界点(プラネタリー・バウンダリー)

人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一例として、プラネタリー・バウンダリーという研究があります。この研究によれば、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされています。

令和5(2023)年の研究結果では、平成27(2015)年の結果と比較して**現在の人類の活動は地球全体の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつある**ことが示されました。



資料 : Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

プラネタリー・バウンダリー

出典:令和5年版環境・循環型社会・生物多様性白書

持続可能な開発目標(SDGs)

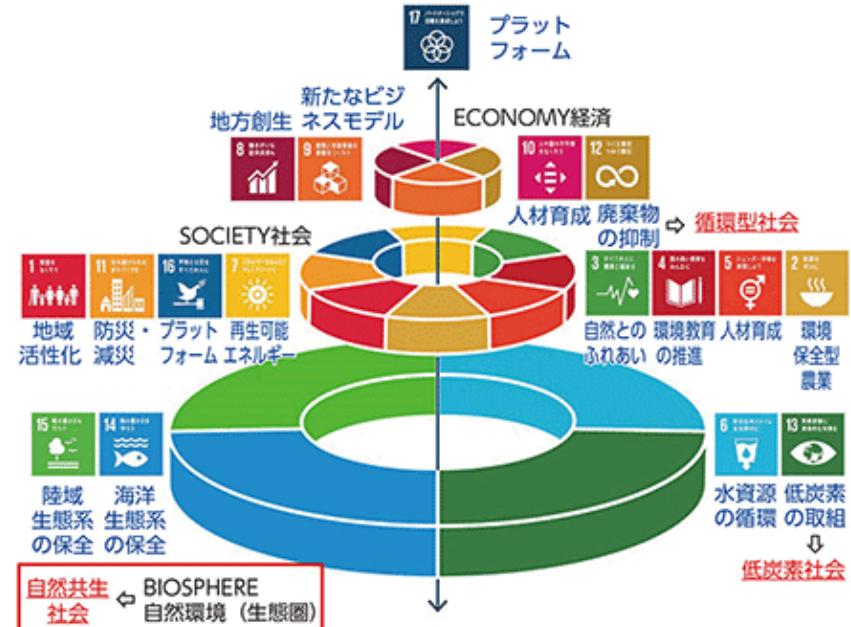
平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」の17の大きな目標と、それらの達成のための具体的な169のターゲットが設定されました。

その17の目標同士の関わりを分かりやすく表した「SDGsウェディングケーキモデル」は、「経済」の発展は、生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方を表しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



出典:国際連合広報センター

SDGsの17の目標



資料: Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

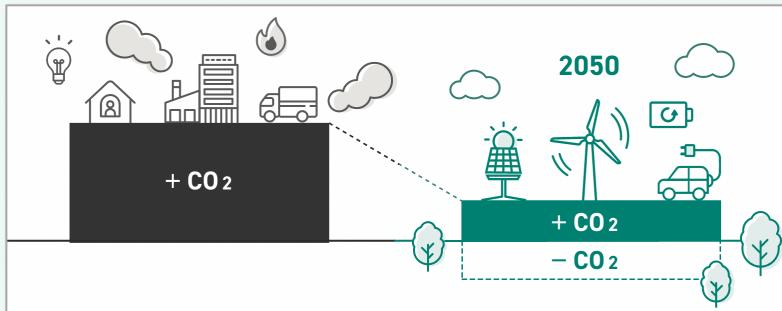
出典:令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

SDGsのウェディングケーキモデル

気候変動対策

2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、**地域の脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進**を図るため、令和3(2021)年6月に**改正温対法**が施行されました。令和7(2025)年2月には、**地球温暖化対策計画**を改定し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、温室効果ガス排出量を2013年度比で**2035年度60%削減、2040年度73%削減**することを目指す旨を表明しています。

また、**気候変動の影響を回避し低減すること**を目的として制定された「**気候変動適応法**(平成30(2018)年)」が令和5(2023)年に**熱中症対策を強化するため改正**されました。



出典:環境省 脱炭素ポータル

？ カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



出典:気候変動適応情報プラットフォーム

緩和策と適応策

気候変動の影響

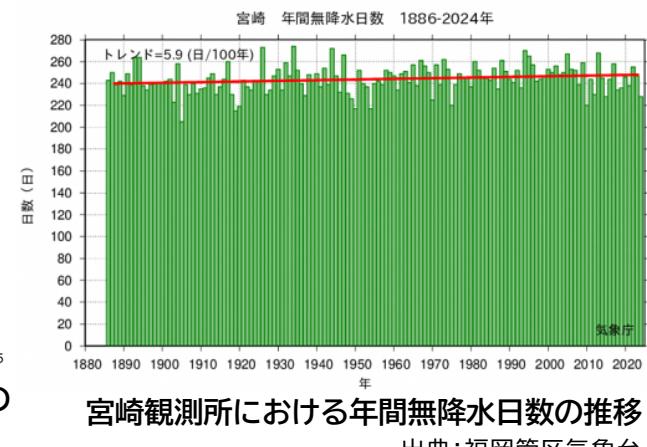
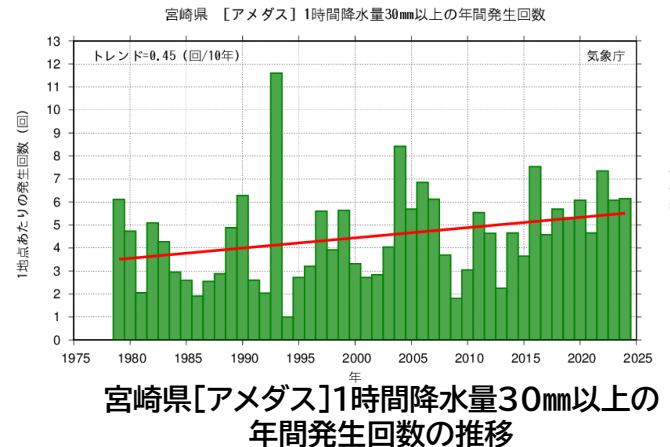
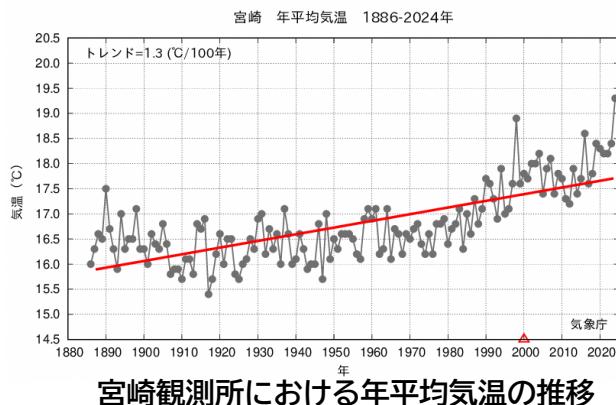
環境危機は宮崎県においても顕在化しています。

世界

国内

高鍋町

気温	年平均気温は、 100年あたり1.3°Cの割合で上昇
降水量	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宮崎県における年間無降水日数や、1時間降水量30mm以上の年間発生回数は増加傾向 ■ 地球温暖化の影響が及んでいる地域もあることから、今後も警戒が必要



出典:福岡管区気象台

地球温暖化対策

気候変動の原因である地球温暖化の対策は、日本だけではなく世界が取り組んでいる課題です。地球温暖化を防止するため、国内外において温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

世界の目標	2015年 パリ協定 <ul style="list-style-type: none"> ■ 2050年までにカーボンニュートラルを達成 ■ 世界の気温上昇を2°C以下に十分に抑え、1.5°Cに限りなく抑える努力をする
日本の目標	2020年 菅元首相「カーボンニュートラル宣言」 <p>「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言</p>

生物多様性の保全

令和4(2022)年12月、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

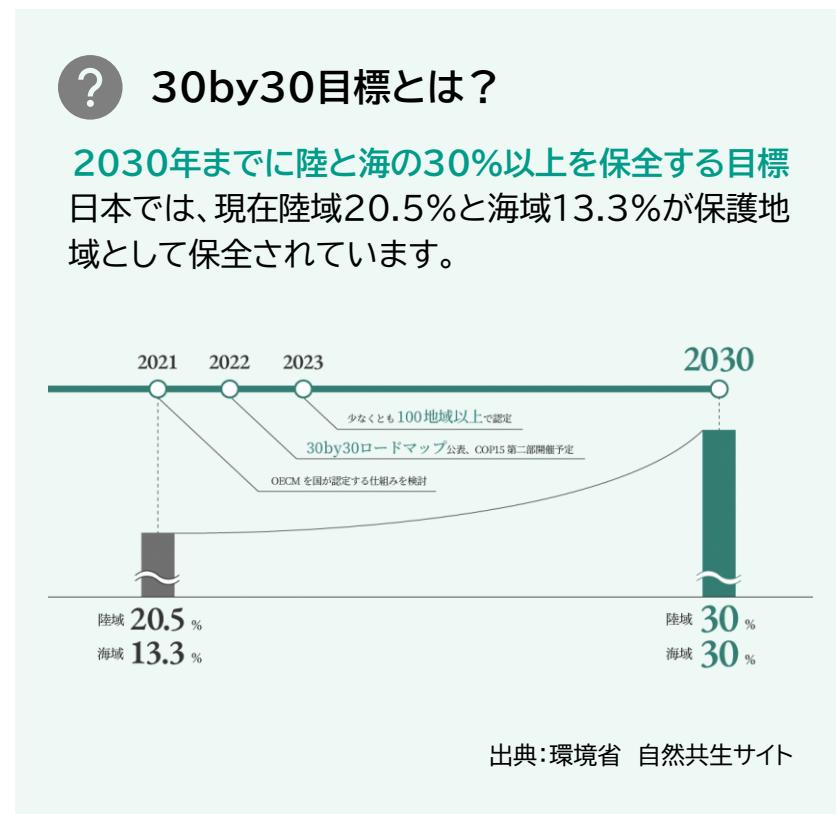
これを受け、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、**ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現**を目指し、地球の持続可能性の土台であり、人間の安全保障の根幹である生物多様性・**自然資本を守り活用するための戦略**として「**生物多様性国家戦略2023-2030**」が閣議決定されました。2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして**30by30**目標が位置付けられています。



2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用することを目指しています。

生物多様性国家戦略2023-2030

出典:環境省



コラム：生物多様性とは

世界

国内

高鍋町

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。この3つのレベルの多様性が守られることで、豊かな生物多様性が成立し、わたしたちは自然の恵みを受け続けることができます。

しかし、過去100年で、地球上の種の絶滅速度が1000倍以上に上がっているとされています。宮崎県版レッドデータブックの掲載数においても、平成12(1999)年発行時の1,188種から令和2(2020)年度改訂版では2,273種に増加しています。

生態系の多様性



森・里山・川・海など様々な
自然環境があること

種の多様性



動物・虫・植物など様々な
種類の生物が存在すること

遺伝子の多様性



同じ種の中でも
個体ごとに違いがあること

環境汚染

化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壤等の環境汚染は、生物多様性などの自然資本への大きなリスクであるとともに、私たちの暮らしにおける衛生面・健康面のリスクとして重要な課題となっています。

特に、**プラスチックの海洋ごみ問題**については、生態系を含めた海洋環境の悪化や景観への悪影響等、様々な問題を引き起こしています。宮崎県では、海岸漂着物処理推進法に基づき、地域特性を踏まえた総合的・効果的な海岸漂着物対策を推進するため、「**宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画**」を策定しています。令和3(2021)年一部改正では、海洋プラスチックごみなどに対応するため、ごみの発生元の一つである**内陸部も一体となった発生抑制対策**に取り組むことや**多様な主体が連携して取り組む際の役割分担**などを定めています。

海洋漂着物

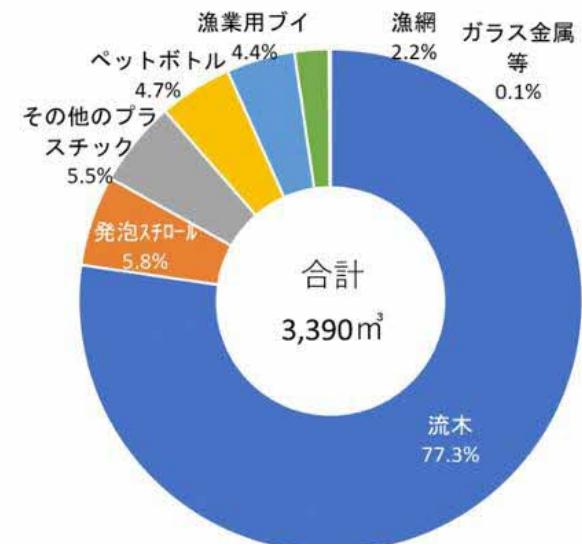
沿岸市町ごとの海岸漂流物の状況をみると、本町は**県内第3位の漂着物量**となっています。

漂着物量を海岸10m当たりに換算すると、本町は県内ワースト1位の 0.74m^3 となり、ワースト2位の串間市の 0.38m^3 と比較しても約2倍の漂着物量です。

本町の豊かな自然を保全するためにも、海洋プラスチックをはじめとした環境汚染対策が必要です。



海洋漂着物等の状況



出典：宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画

海洋漂着物等の組成

世界

国内

高鍋町

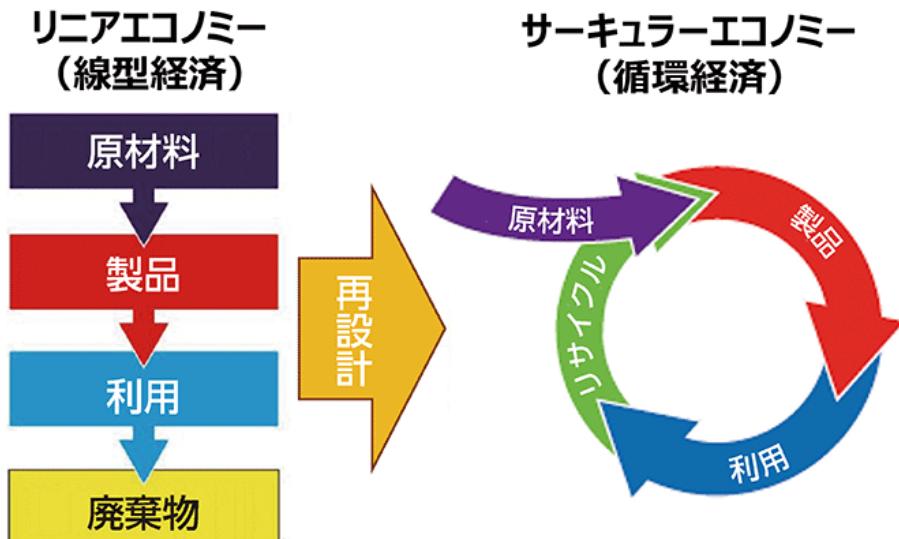
循環経済(サーキュラーエコノミー)

国は「循環経済を国家戦略に」を副題にした「第五次循環型社会形成推進基本計画」を令和6(2024)年8月に閣議決定しました。

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

プラスチックの資源循環については、**令和4(2022)年4月**に「**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**」が施行されました。**バイオマスプラスチックの導入**やプラスチック資源循環に率先して取り組む企業が、ESG金融に取り組む投資家等に適切に評価され、企業価値向上につなげるための投資家及び企業双方に向けたESGガイダンスの策定が進められています。

図2-2-1 サーキュラーエコノミー



※限りある資源の効率的な利用等により世界で約 500 兆円の経済効果があると言われている成長市場 (出典: Accenture Strategy 2015)

資料：オランダ『A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy』(2016) より環境省作成

出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

サーキュラーエコノミー

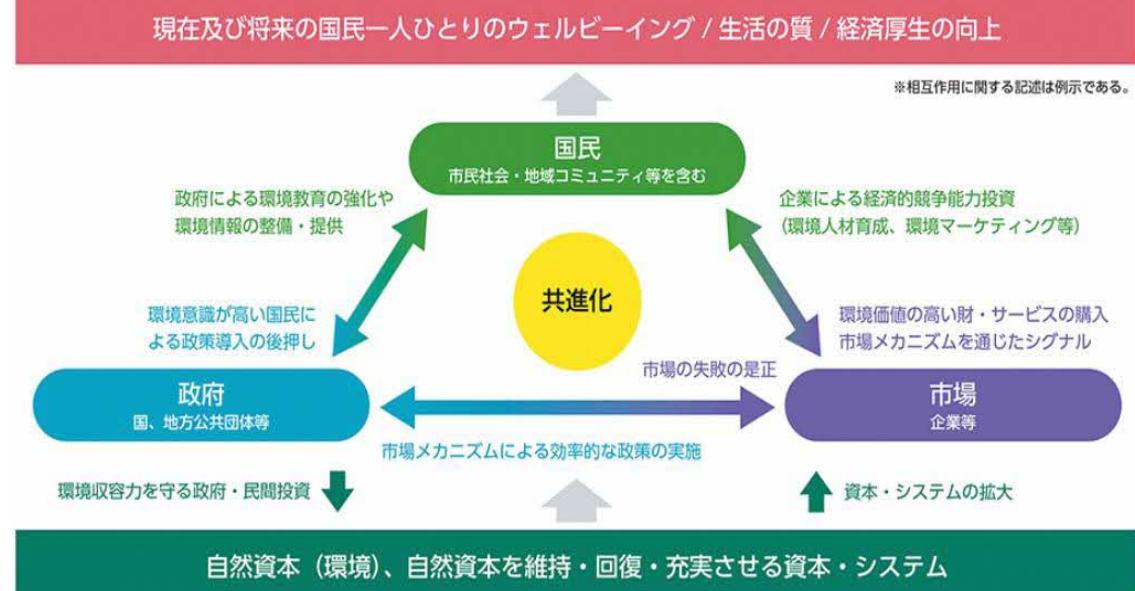
国の第六次環境基本計画の策定

令和6(2024)年、第六次環境基本計画が閣議決定されました。第六次計画においては、3つの環境危機・地球の環境収容力超過等の現状を受け、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全を通じた**「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」**を実現することを**環境政策の最上位の目的**として掲げています。

「地域循環共生圏」の実装を通じ、**環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」**こそが我々が目指すべき持続可能な社会の姿とし、**環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図ること**としています。

ウェルビーイングとは

多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念。



資料：フィリップ・アギヨン、セリーヌ・アントニン、サイモン・ブネル（著）、村井章子（翻訳）『創造的破壊の力—資本主義を改革する22世紀の国富論』（2022年11月）、ラグラム・ラジャン（著）、月谷真紀（翻訳）『第三の支柱—コミュニティ再生の経済』（2021年7月）など参考に環境省作成

出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

ウェルビーイング

宮崎県の主な動向

平成9(1997)年

■宮崎県環境基本計画

- 平成8(1996)年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、「宮崎県環境基本計画」を策定

令和元(2019)年

■宮崎県気候変動適応センター設置

- 気候変動適応を一層推進するために、必要な情報を取り扱う拠点として、「宮崎県気候変動適応センター」を設置
- 県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析、事業者・県民等への情報提供等を実施

令和5(2023)年

■第四次宮崎県環境基本計画の一部改定

- 脱炭素に向けた国内外の動向に対応するため、令和3(2021)年に策定した「第四次宮崎県環境基本計画」を一部改定
- 温室効果ガス排出量を、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で**50%削減**する目標を定めた

令和6(2024)年

■第5期宮崎県庁地球温暖化対策実行計画の一部改訂

- 令和3(2021)年3月に策定した同計画を一部改訂
- 県庁の事務・事業における温室効果ガス排出量、令和7(2025)年度までに平成25(2013)年度比で**42.9%削減**する目標を定める

世界

国内

高鍋町

第四次宮崎県環境基本計画 全体構成図

第1章 基本的事項	1 計画策定の趣旨	2 計画の性格と役割	3 計画の期間	4 対象とする環境
-----------	-----------	------------	---------	-----------

第2章 本県を取り巻く諸情勢	1 自然・気候等の特性	2 社会経済の動向	3 環境を取り巻く国内外の動向
4 県民の環境意識	5 本県環境の現状と課題		

第3章 長期的な目標	1 目指すべき環境像	ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき
2 令和12(2030)年度の宮崎県の姿		
3 温室効果ガスの削減目標等	平成25(2013)年度比	50%削減
4 施策展開において重要な視点		

第4章 分野別の施策の展開	第1節 脱炭素社会の構築		宮崎県地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
	1-1 温室効果ガス排出削減	1-2 再生可能エネルギー等の導入促進	
	1-3 二酸化炭素吸収源対策	1-4 気候変動への適応	
		宮崎県気候変動適応計画	
第2節 循環型社会の形成			
	2-1 4Rの推進	2-2 廃棄物の適正処理の推進	宮崎県廃棄物処理計画
	2-3 食品ロスの削減	2-4 環境にやさしい製品の利用促進	
		宮崎県食品ロス削減推進計画	
第3節 地球環境・大気・水環境等の保全			
	3-1 地球環境・大気環境の保全	3-2 水環境の保全	宮崎県環境教育行動計画
	3-3 化学物質対策	3-4 環境負荷の低減等	
第4節 生物多様性の保全			
	4-1 生物多様性の確保	4-2 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり	5-2 環境保全活動の推進
	4-3 自然豊かな水辺の保全と創出	4-4 自然とのふれあいや配慮	
第5節 環境保全のために行動する人づくり			
	5-1 環境教育の推進	5-2 環境保全活動の推進	宮崎県環境教育行動計画
第6節 環境と調和した地域・社会づくり			
	6-1 環境にやさしい地域・産業づくり	6-2 快適な生活空間の創出	出典：第四次宮崎県環境基本計画
第5章 重点プロジェクト			
	1 「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト		
	2 「みやざき地域循環共生圏づくり」プロジェクト		
第6章 計画の推進			
	1 推進体制	2 進行管理	

第四次宮崎県環境基本計画 全体構成図

高鍋町の主な動向

平成25(2013)年

■高鍋町環境基本計画

- 町の最上位計画である「第6次高鍋町総合計画」の環境・景観の基本目標、「環境にやさしく快適なまちづくり」の実現に向けて、自主的・積極的に環境保全を推進

令和3(2021)年

■第4次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

- 平成18(2006)年に策定した「高鍋町地球温暖化対策実行計画」を、4次にわたって改定
- 高鍋町役場が事業者として行う事務・事業について、温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組事項を定める

令和4(2022)年

■高鍋町ゼロカーボンシティ宣言

- 2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言

令和7(2025)年

■令和7年度「SDGs未来都市」に認定

- 独自の教育施策や高校生と連携した地域イベントの開催など、人材育成・地域活性化を両立する施策を展開
- 県内では延岡市に次いで2例目(2025年度時点)

令和8(2026)年

第2次高鍋町環境基本計画 策定

世界

国内

高鍋町

高鍋町ゼロカーボンシティ宣言

2015年に採択されたパリ協定を受け、2020年10月に政府は「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします」と表明しました。

このような国内外の動向を踏まえ、本町におきましても、先人から受け継がれてきた豊かな高鍋の自然と文化を、未来に生きる子どもたちに引き継いでいくため、脱炭素に積極的に取り組むことが不可欠です。

高鍋町は、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、町民、事業者との連携・協働のもと、取り組んでいくことを宣言します。



令和4年3月3日

高鍋町長

高鍋町ゼロカーボンシティ宣言

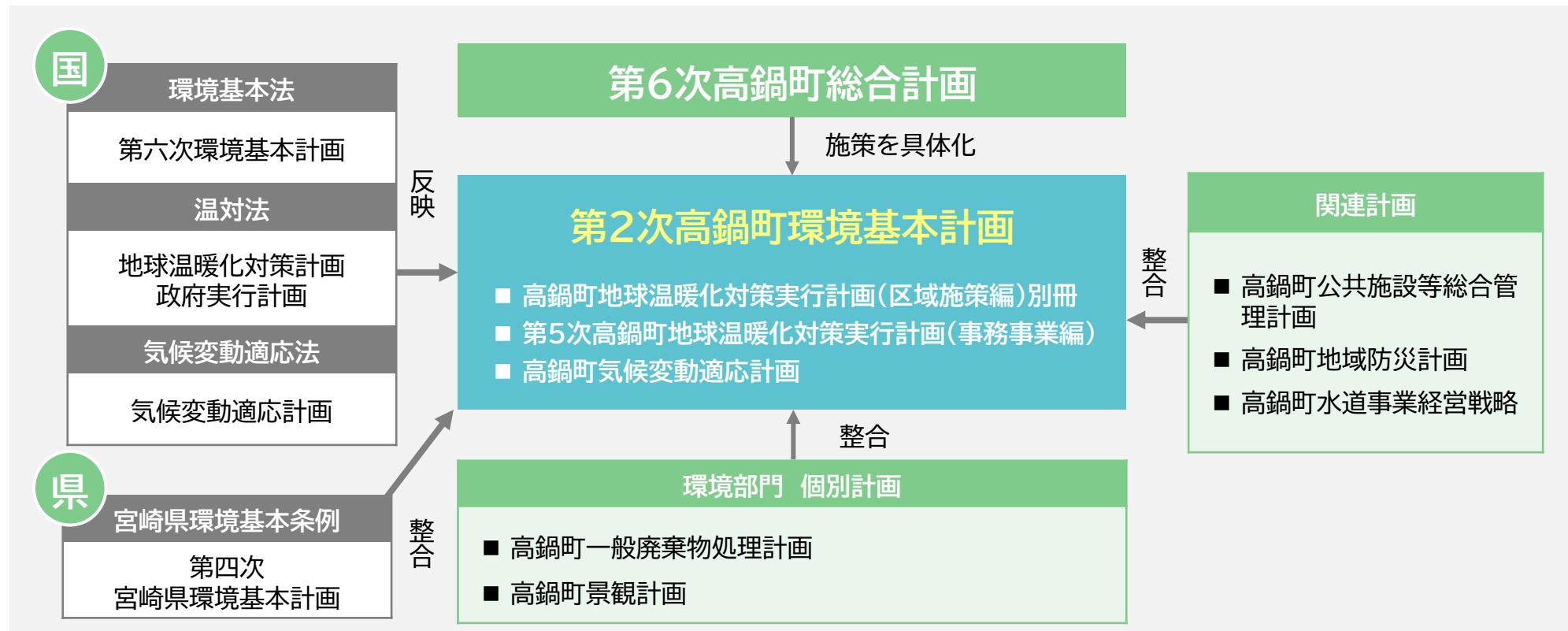
1-3 計画の位置づけ

環境基本計画の位置づけ

本計画は、町の上位計画である「第6次高鍋町総合計画」を環境面から具体化し、**良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画**として定めるものです。

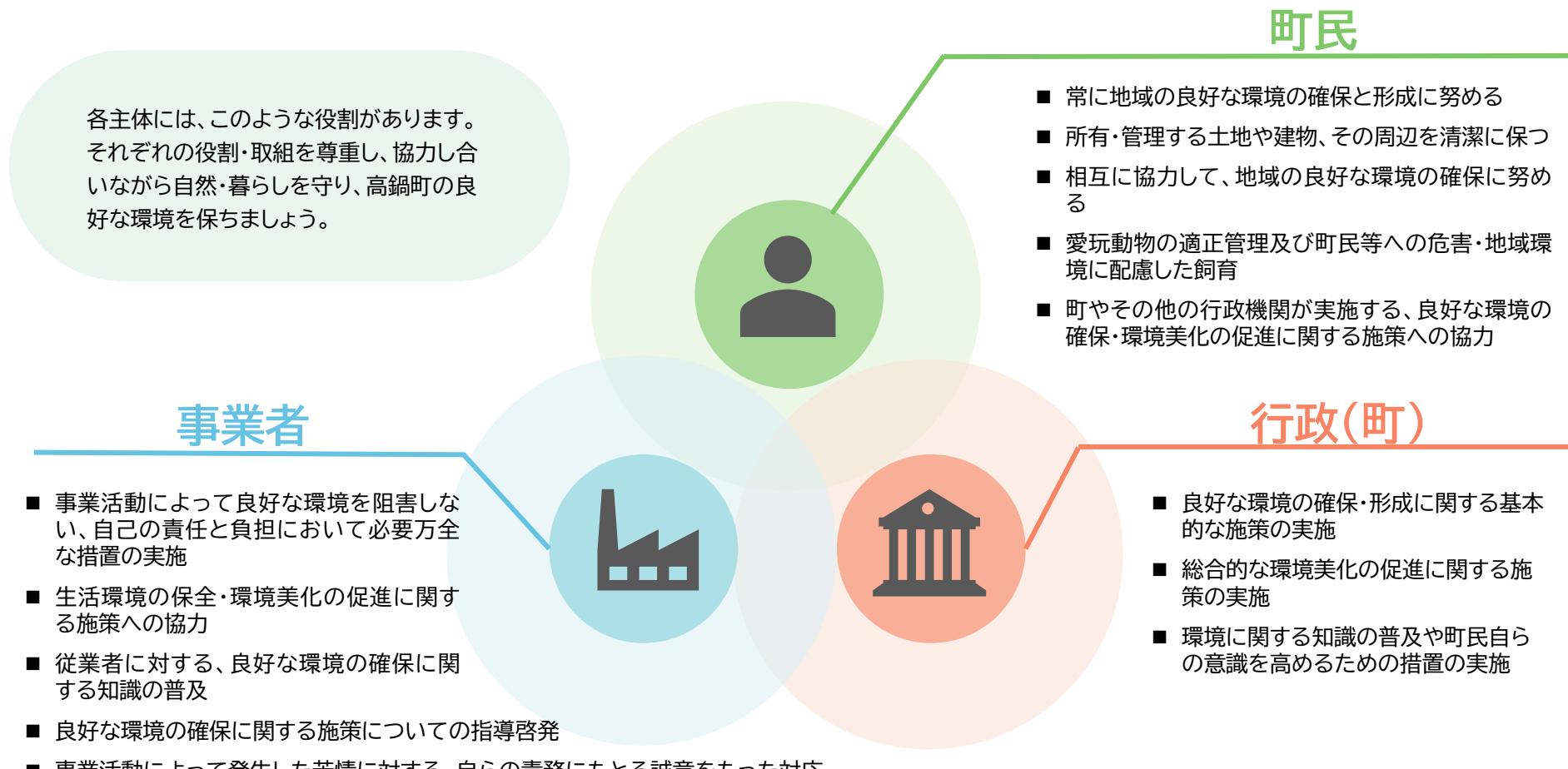
また、本計画は温対法第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」・「地方公共団体実行計画(事務事業編)」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含します。

併せて、国の各法に基づく関連計画や、県の「第四次宮崎県環境基本計画」と整合を図ります。



各主体の役割

良好な環境を創造し維持していくためには、あらゆる主体が、それぞれの立場から環境に配慮し、適切な行動を積み重ねていくことが重要です。町民・事業者・行政が一体となって、目指す環境像や取組の方向性を共有し、それぞれの特性や役割を活かしながら協力する必要があります。



1-4 計画の期間

計画の期間

本計画は、中・長期的な視点に立ち、高鍋町の目指す環境像や環境施策の方向性を示すものです。計画開始年度を令和8(2026)年度、目標年度を令和17(2035)年度とする10年間を計画期間とします。

本計画に包含する「高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」については、国の「地球温暖化対策計画」や県の「第四次宮崎県環境基本計画」と整合を図るため、基準年度を平成25(2013)年度、目標年度を令和12(2030)年度とし、最終的には令和32(2050)年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目指します。なお、計画期間中にあっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとします。

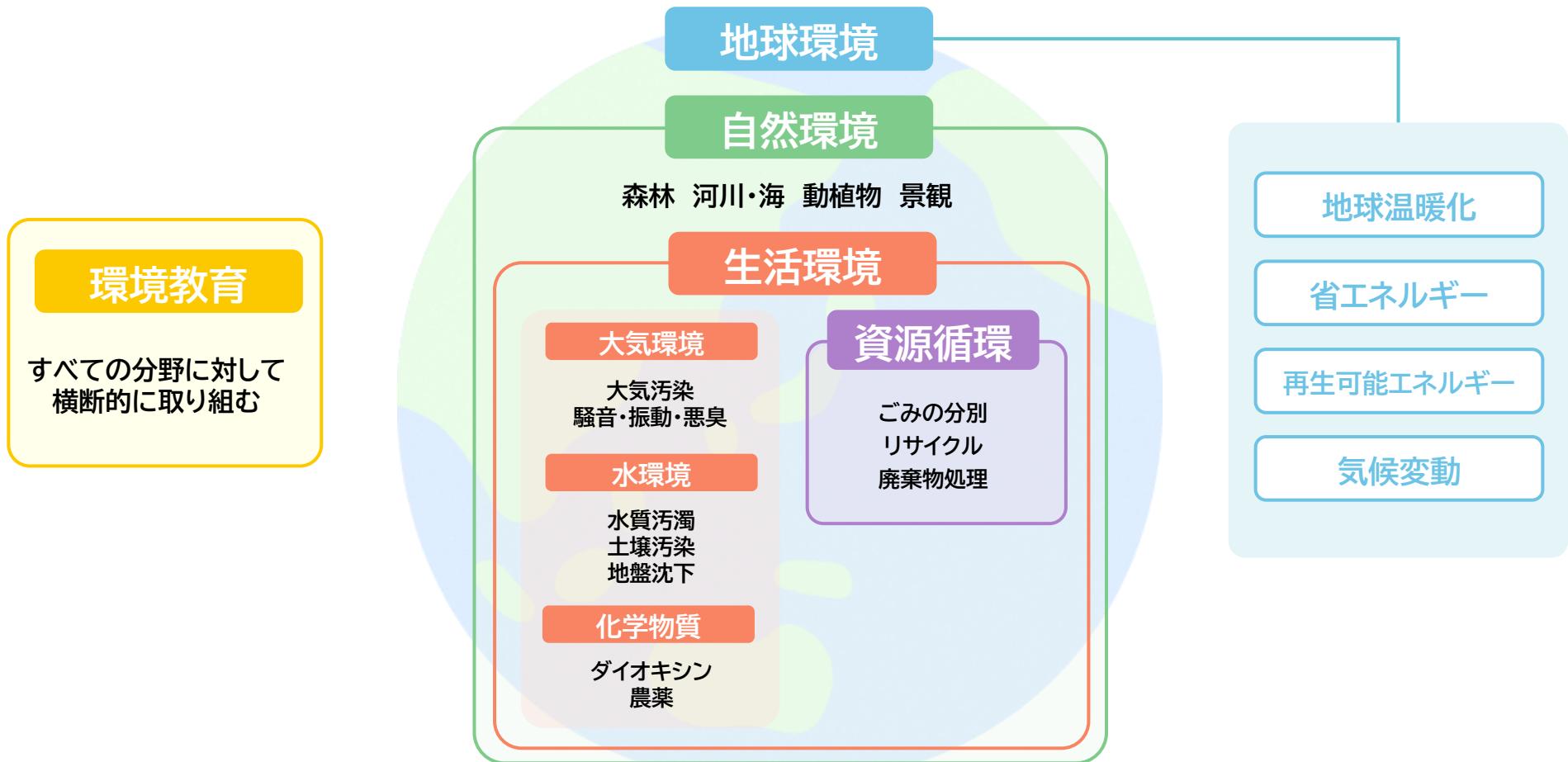


1-5 計画の対象

環境の対象範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えます。

対象分野は、地球環境・資源循環・生活環境・自然環境・環境教育の5分野とします。対象とする地域は高鍋町全域とし、広域的な対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。



地球環境の対象

地球環境分野には、以下の計画を包含します。

地球 環境	計画	計画の対象範囲	概要
	高鍋町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	高鍋町全域	高鍋町全域における、温室効果ガス排出量の削減を図るための計画
	第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	高鍋町の組織及び施設における全事務・事業	高鍋町の事務・事業における、温室効果ガス排出量の削減を図るための計画
	高鍋町気候変動適応計画	高鍋町全域	気候変動がもたらす、現在の影響及び将来予測される影響に備え、適応するための計画

算定対象の温室効果ガス

温対法に定められている7種の温室効果ガスのうち、**温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素(CO₂)**を対象とします。その他の温室効果ガスについては、把握が困難であることから算定対象外とします。

算定対象の温室効果ガス	記号	高鍋町地球温暖化対策実行計画	
		区域施策編	事務事業編
二酸化炭素	CO ₂	○	○

第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の算定対象公共施設

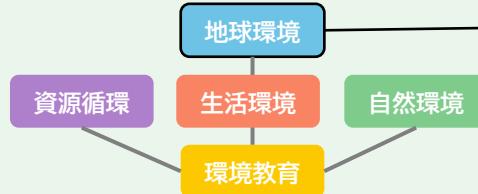
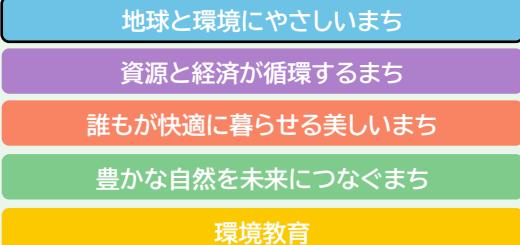
高鍋町役場本庁及び出先機関を含めたすべての事務・事業を対象とし、指定管理者制度等により管理運営を行っている施設も対象とします。ただし、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、排出量削減等の措置を講じるよう要請します。削減目標の算定に当たっては、下記の施設等を対象に行います。

算定対象施設一覧

No.	施設名	No.	施設名
1	役場庁舎	14	老人福祉館・別館
2	中央公民館	15	老人福祉センター
3	庁舎第二別館 令和3(2021)年度、高鍋商工会会館に移動により対象施設から除外	16	総合交流ターミナル施設(めいりんの湯) 令和2(2020)年度、民営化により対象施設から除外
4	町体育館	17	竹鳩浄水場
5	スポーツセンター	18	老瀬浄水場
6	屋内多目的広場	19	浄水センター
7	図書館	20	中学校給食共同調理場
8	美術館	21	健康づくりセンター
9	東小学校	22	持田地区高齢者福祉センター
10	西小学校	23	高齢者等多世代交流拠点施設 令和6(2024)年度、指定管理者でもあった特定非営利活動法人への無償譲渡により対象施設から除外
11	東中学校	24	歴史総合資料館
12	西中学校	25	蚊口地区学習等供用施設
13	わかば保育園	—	—

1-6 計画の構成

本計画は、本編と別冊による2部構成とします。

第2次高鍋町環境基本計画	第1章	計画の基本的事項 計画策定の背景・計画の位置づけ・計画期間など
	第2章	高鍋町の地域特性 自然的・経済的・社会的地域特性
	第3章	環境の現状と課題  <pre> graph TD EE[地球環境] --- RS[資源循環] EE --- LE[生活環境] EE --- NE[自然環境] RS --- ED[環境教育] LE --- ED NE --- ED </pre>
	第4章	計画の目標 望ましい環境像・施策の体系
	第5章	目標達成のための施策  <ul style="list-style-type: none"> 地球と環境にやさしいまち 資源と経済が循環するまち 誰もが快適に暮らせる美しいまち 豊かな自然を未来につなぐまち 環境教育
	第6章	計画の推進体制・進行管理 推進体制・進捗管理

第2次高鍋町環境基本計画に包含する計画

別冊として抜き出し	地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 計画の基本的事項 計画期間・対象ガスなど
	高鍋町の地域特性 地域特性・再生可能エネルギーの導入状況・アンケート調査結果 等
	二酸化炭素排出量の推計と目標 推計結果・削減目標・再エネ導入目標
	目標達成に向けた施策 省エネ対策推進・再エネ普及拡大・総合的な地球温暖化対策
	第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
本編に掲載	町の事務・事業における二酸化炭素排出量
	町の事務事業における二酸化炭素排出量削減に向けた施策
	高鍋町気候変動適応計画
	高鍋町の気候変動影響評価
	予測される影響と適応への取組

2

第2章 高鍋町の地域特性

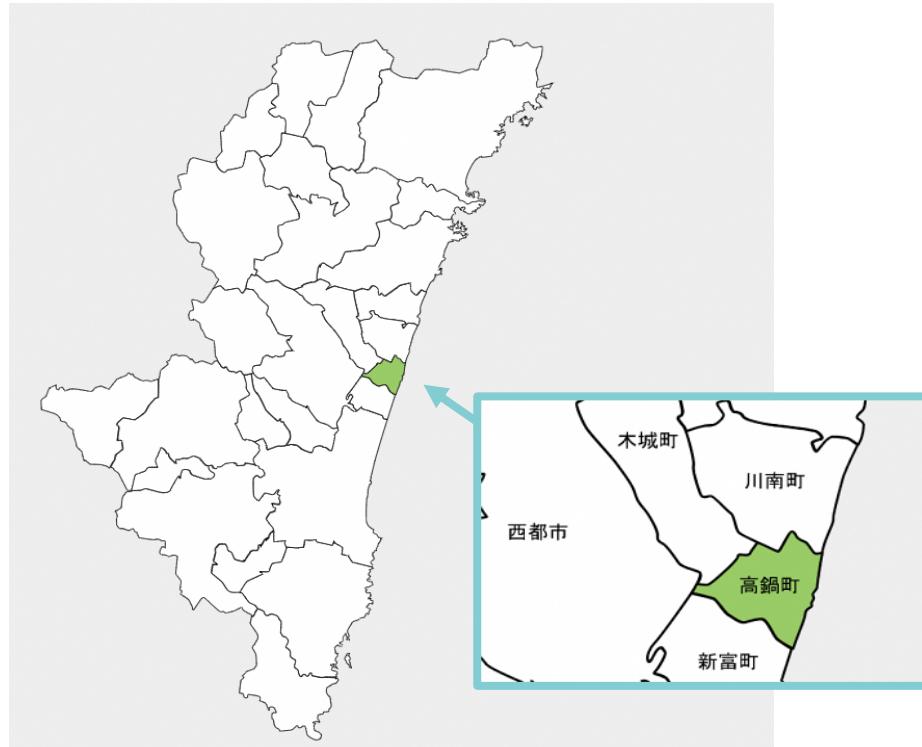
2-1 自然的特性

地域の概況

本町は、県の中央部沿岸沿いに位置し、総面積43.80km²と県内の自治体の中で最も小さな町です。

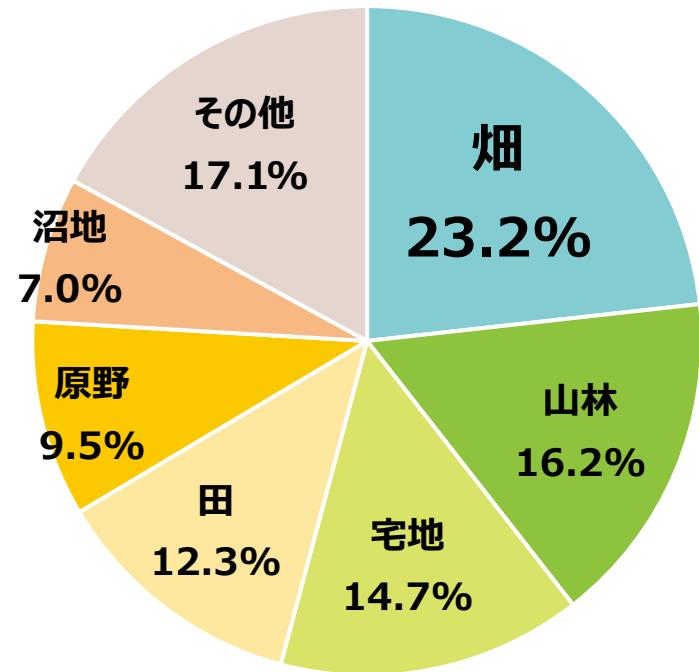
町の中央には、1級河川小丸川とその支川の宮田川が西から東へ流れ、日向灘に注いでいます。町の東部の日向灘沿岸線には、県指定天然記念物のアカウミガメ産卵地、環境省が選定する「快水浴場百選」に選ばれた高鍋海水浴場を有しています。

土地利用の状況は、畠が最も多く23.2%を占め、次いで山林が16.2%となっています。



出典：白地図ぬりぬりの画像を基に作成

高鍋町位置図



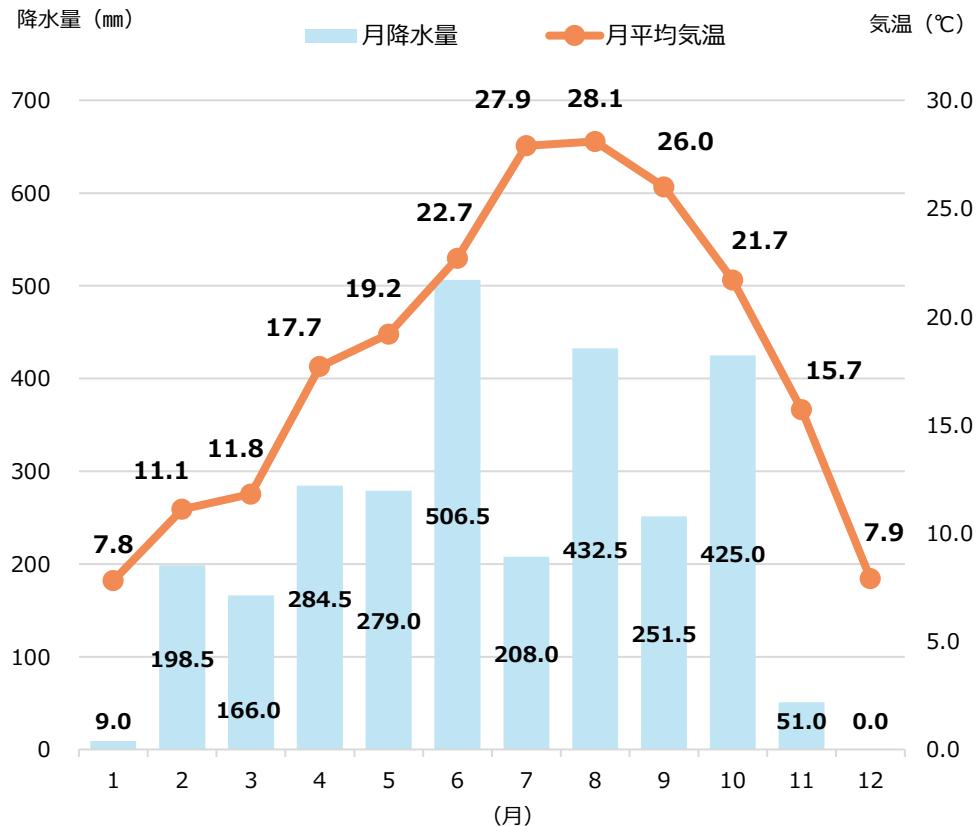
出典：総務省「固定資産の価値等の概要調査」のデータを基に作成

土地利用状況

気温・気候

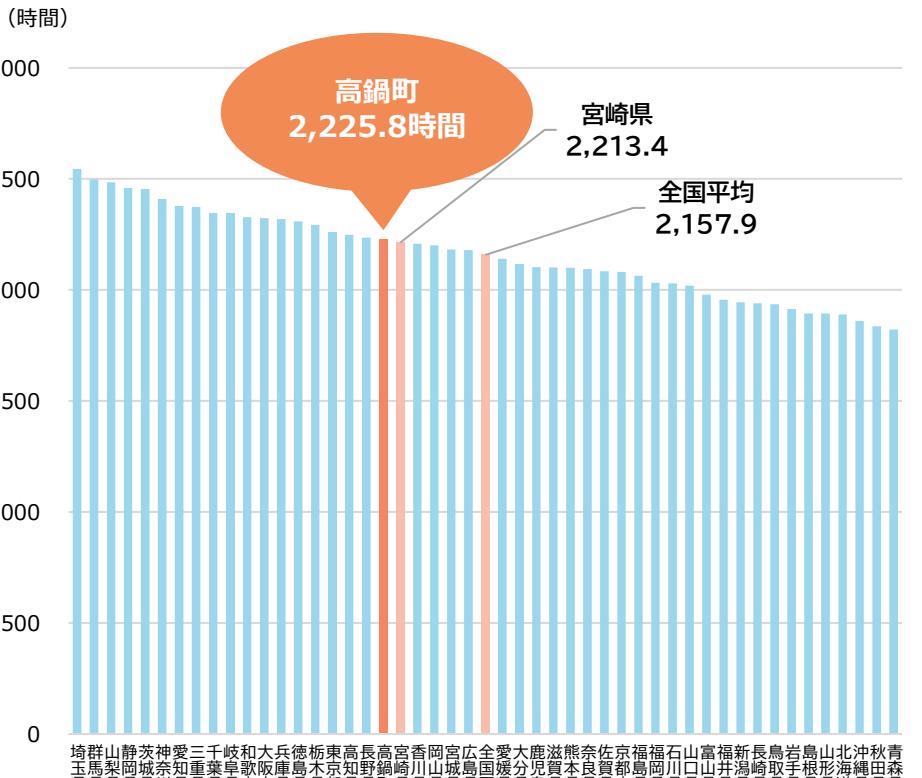
本町の気候は、年間を通じて温暖な気候に恵まれています。冬場も黒潮の影響で温かく、降雪も稀です。

宮崎県の令和5(2023)年度における年間日照時間は、全国平均を上回る2,213.4時間であり九州内1位です。高鍋町の年間日照時間は、県平均を上回る2,225.8時間となっており、豊富な日照時間を有しています。



気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

高鍋観測所の令和6(2024)年度における
月降水量と月平均気温



出典:「統計でみる都道府県のすがた2025」及び
気象庁「過去の気象データ」のデータを基に作成

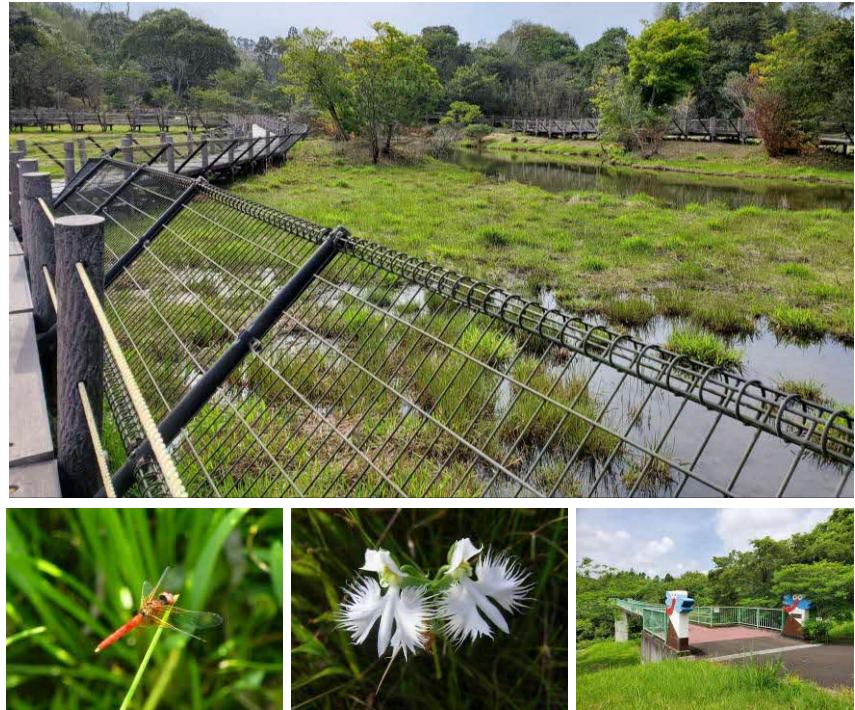
令和5(2023)年度の日照時間(年間)

自然・歴史と伝統

本町には、学術的にも貴重な動植物が存在する高鍋湿原、希少植物オニバスが密生している加志揚溜池、豊かな緑に囲まれた舞鶴公園などの自然資源があります。

また、「歴史と文教の町」としての伝統があり、学問の内容を高める前に人間としての教育を重視した明倫堂の精神、児童福祉の父と呼ばれる石井十次の人間愛など、多くの先賢により築き上げられてきた本町特有の精神文化があります。その他にも、高鍋城址の石垣や水を湛えた城堀・武家屋敷通りなどの風情・国指定史跡の持田古墳群など、数多くの歴史・文化・民族資源があります。

このような自然資源や歴史・文化・民族資源は、今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。



高鍋湿原の様子



児童福祉の父 石井十次

石井十次は一八六五年、児湯郡上江村馬場原に高鍋藩の下級武士の子として生まれ、六歳より藩校「明倫堂」で学びました。ここで学んだ、年配者を敬い親を大切にすることや、みんなで助け合う宗教的精神は、後の十次の人生に大きく影響を及ぼしました。

最初の孤児救済
十七歳の時、医師になるべく岡山県の甲種医学校に入学します。医学生であつた二十二歳の時に、診療所の隣に貧しい巡礼者の宿があり、そこで出会った子ども連れの女性から男の子を一人預かります。これが孤児救済の第一歩となりました。やがて預かる児童は徐々に増え、寺の一角を借りて「孤児教育会」を開設します。孤児院の前身です。この後、十次は医師になるのか孤児救済の道を進ぶか大変悩みましたが、ついに孤児救済に生涯を捧げることを決意したのです。

十次の偉業
時代の変遷の中で孤児は年々増加、孤児院の存続が心配されましたが、不屈の精神で乗り切っていきました。十次の偉業は、ただ孤児を預かり食べさせるだけではなく、将来自立できるように職業訓練を行ったこと、また、「家庭教育」「満腹主義」「家族主義」など、心も体も健康に育つ児童教育に取り組んだことです。

茶臼原へと移住
さらに、岡山での児童教育から次の段階に進むため、明治二十七年、十次は茶臼原へ孤児院を移転、開拓に着手しました。茶臼原の大自然の中で、子どもたちは十次の教えを守り、「働き、かつ学ぶ」日々を過ごしました。十次の理想はこの茶臼原で確実に実を結び始めていました。しかし、十次は大正三年、志なればにして倒れました。四十九歳でした。

十次亡きあと、その事業は

大正十五年に一旦閉じられますが、昭和二十年、十次の孫にあたる兒鳴麿一郎が戦争孤児の救済を決意して、茶臼原に「石井記念友愛社」を設立しました。その後、児童福祉法施行により石井記念友愛社が児童養護施設として認可、現在は次男の兒鳴草次郎氏が

高鍋の地で生まれ育った偉人

『先人の偉業と知恵』偉人伝

児童福祉の父 石井十次

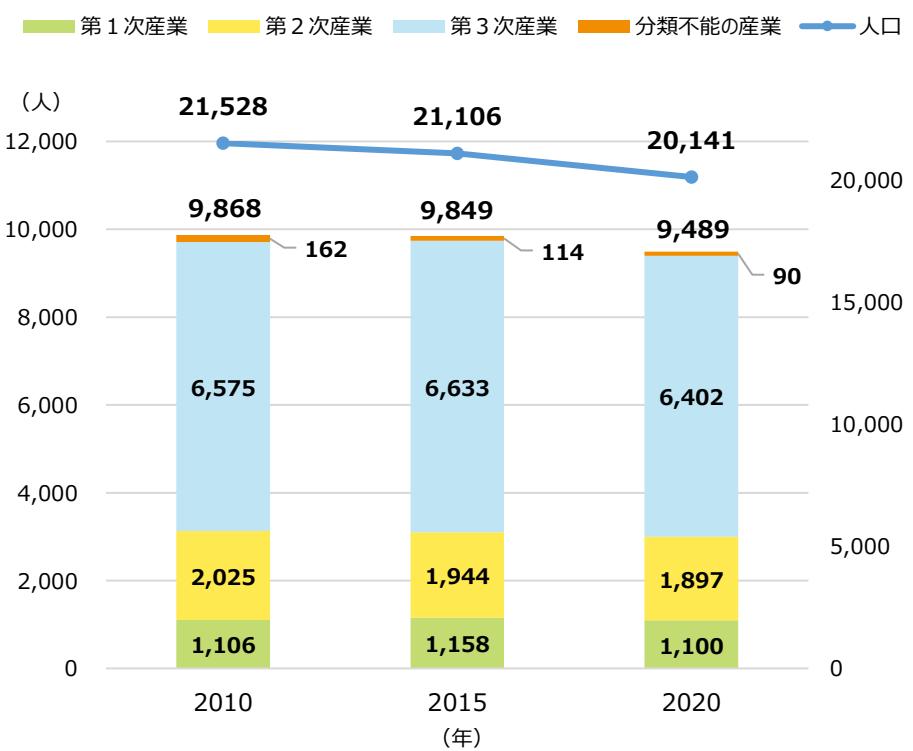
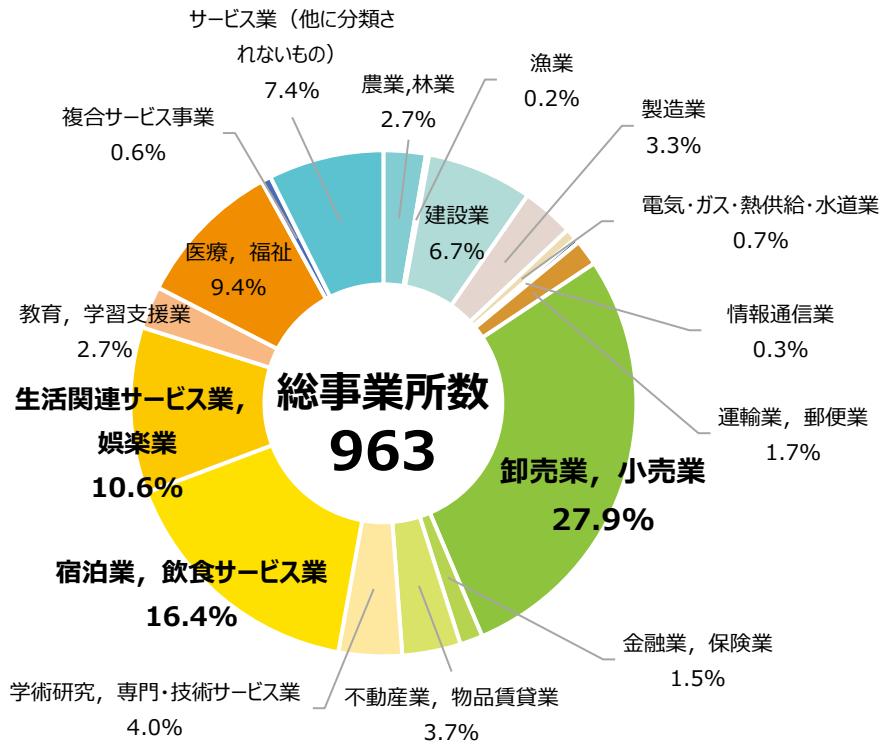
石井十次の軌跡

2-2 経済的特性

産業

経済センサス活動調査によると、本町には963の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く27.9%、次いで宿泊業・飲食サービス業が16.4%、生活関連サービス業・娯楽業が10.6%となっています。

産業別就労者数は、いずれもほぼ横ばいで推移していますが、基幹産業である第1次産業は労働者の高齢化・後継者不足による衰退が課題となっています。



農業

基幹産業である第1次産業の農業は、コシヒカリを主体とした早期水稻や県内トップの生産量を誇るキャベツ・白菜や、茶・畜産などが盛んです。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足から総農家数・農業就業者数は減少しており、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくことが必要です。

令和6(2024)年における生産実績

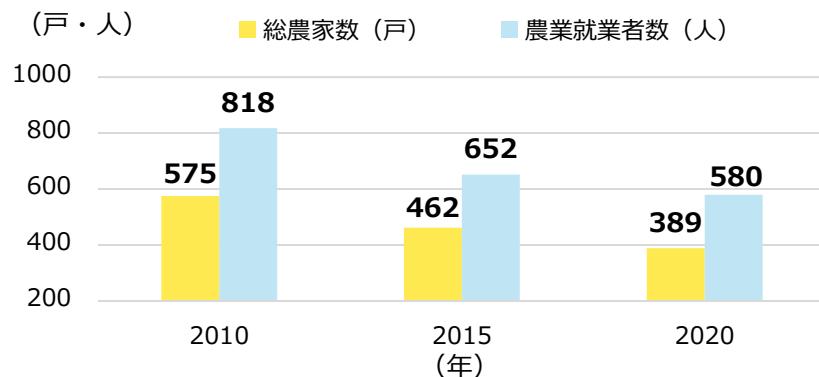
作付別	作付面積(ha)	生産量(t)
キャベツ	170	8,035
はくさい	74	3,587

出典:宮崎県農林水産業ナビ ひなた MAFIN
「市町村集計による野菜・花き生産出荷実績及び計画」

水稻の生産実績の推移

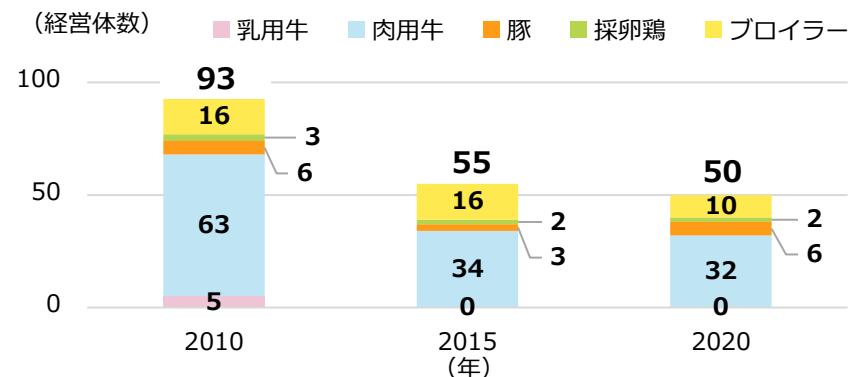
(年産)		2020	2021	2022	2023	2024
水稻	作付面積(ha)	308	308	293	284	287
	収穫量(t)	1,470	1,510	1,490	1,410	1,380

出典:政府統計の総合窓口(e-Stat)「作物統計調査」



「宮崎県統計年鑑(農林業センサス)」のデータを基に作成

農家数・農業就業者数の推移



「宮崎県統計年鑑(農林業センサス)」のデータを基に作成

家畜等を販売目的で飼養している経営体数の推移

工業

全国的な課題である長期間に及ぶ景気低迷・雇用減少の影響から、本町においても工業の衰退が懸念されていましたが、令和元(2019)年に宮崎キヤノン高鍋工場が設立・稼働を開始したことから、従業員数・製造品出荷額ともに増加しています。

事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

年	2016	2017	2018	2019	2020	2021 ※1	2022 ※2
事業所数（箇所）	13	13	16	15	17	18	17
従業者数（人）	511	502	655	1,496	1,603	1,603	1,431
製造品出荷額（万円）	1,927,402	1,876,483	1,774,678	6,265,924	9,689,495	10,618,115	6,697,365

※1 事業所数及び従業者数は令和4年6月1日現在、製造品出荷額等は令和3年1年間の数値である。

出典：宮崎県統計年鑑

※2 事業所数及び従業者数は令和5年6月1日現在、製造品出荷額等は令和4年1年間の数値である。

商業

本町は「商業の町」と呼ばれています。令和3(2021)年経済センサス活動調査結果によると、商店数・従業者数・年間商品販売額とともに、宮崎市を除く県内町村の中でトップクラスとなっています。

商店数・従業員数・年間商品販売額の推移

年	2012	2016	2021	県内町村における順位
商店数（店）	264	274	244	1位
従業員数（人）	1,418	1,582	1,438	1位
年間商品販売額（百万円）	33,013	36,758	35,917	2位 (1位は川南町の38,044百万)

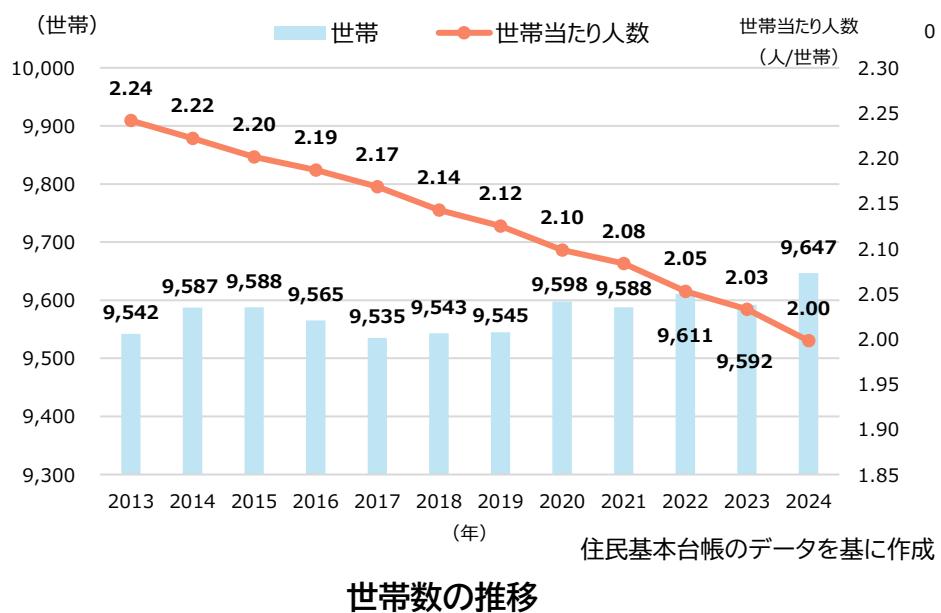
出典：経済センサス活動調査

2-3 社会的特性

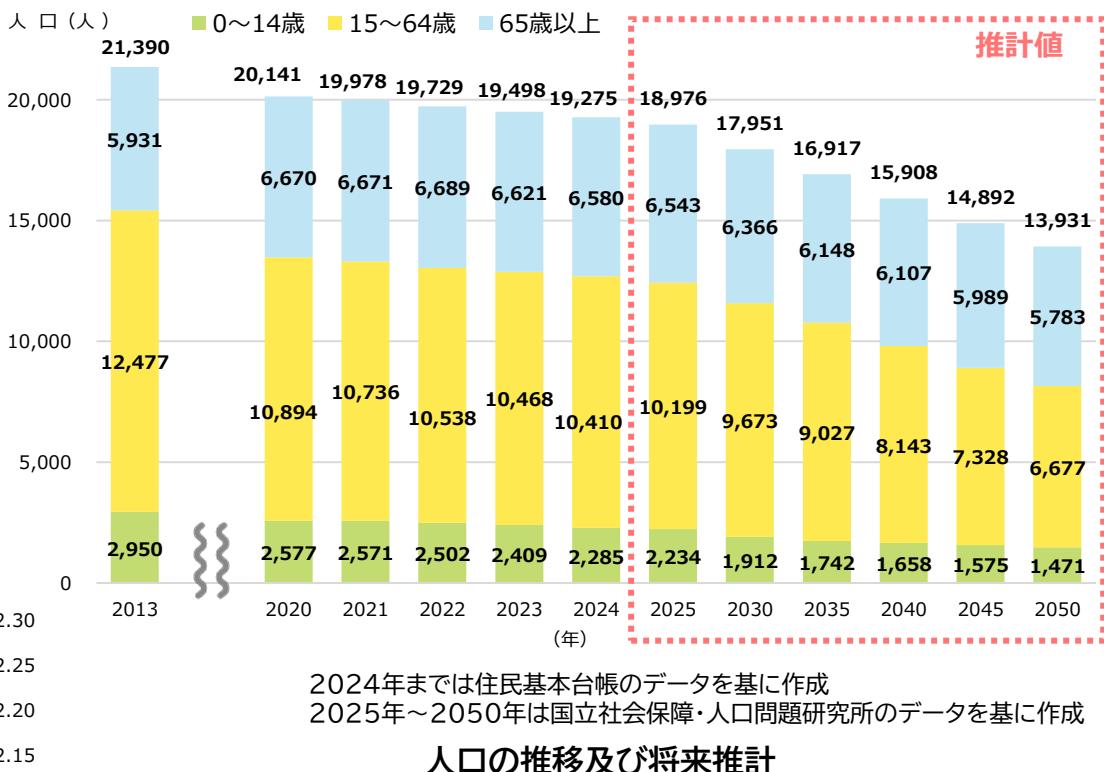
人口・世帯数

本町の令和6(2024)年の人口は19,275人です。平成25(2013)年と比較すると、人口は約10%減少していますが、65歳以上の老人人口は約11%増加しており、**人口減少及び少子高齢化**が進んでいることがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の人口将来推計では、**令和12(2030)年には17,951人、令和32(2050)年には13,931人**にまで人口が減少する予測されています。



※年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。



人口は減少傾向にありますが、世帯数は増減を繰り返しながら推移しています。

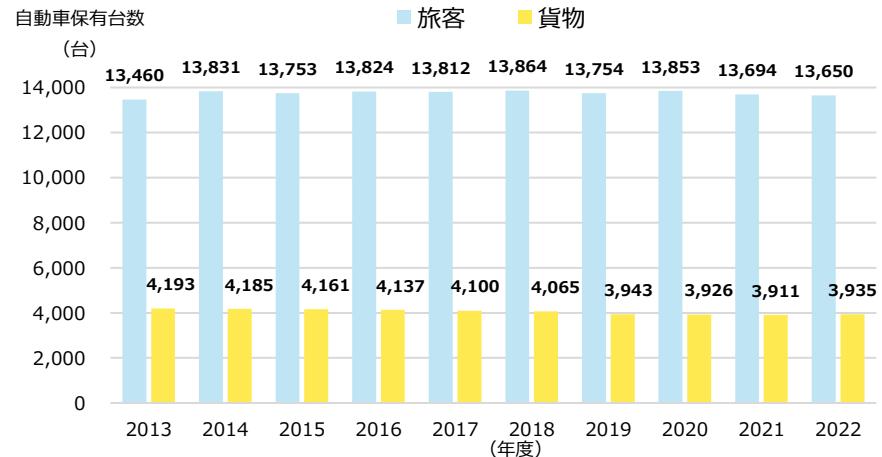
しかし、世帯当たり人数は一貫して減少しています。全国的にも、将来的な出生率の低下や単独世帯の増加が懸念されており、本町においても、更なる世帯当たり人数の減少が予測されます。

交通

本町には、バス路線・鉄道・デマンド交通といった公共交通機関があります。町民や観光客の移動手段確保のほか、交通事故の防止・交通渋滞の解消・地球温暖化防止対策としても重要な役割を果たしています。

しかし、町民生活や事業活動における主な移動手段は自動車であり、公共交通機関の利用者は年々減少しています。よって、**自動車保有台数は旅客・貨物ともに横ばいで推移**しています。

本町が令和2(2020)年に九州旅客鉄道株式会社より有償譲渡を受けた高鍋駅は、令和7(2025)年3月に新駅舎が完成しました。観光案内所やギャラリースペースなどを有し、利用者増加・地域活性化を目指しています。



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び
全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

自動車保有台数



3

第3章 環境の現状と課題

3-1 地球環境

私たちが享受している生活は、様々な技術の進歩や人々の努力により生み出されました。

その一方で、人類の活動に起因した温室効果ガス排出量の増加は自然災害や生態系の破壊を引き起こし、地球規模の環境負荷低減が必要となっています。

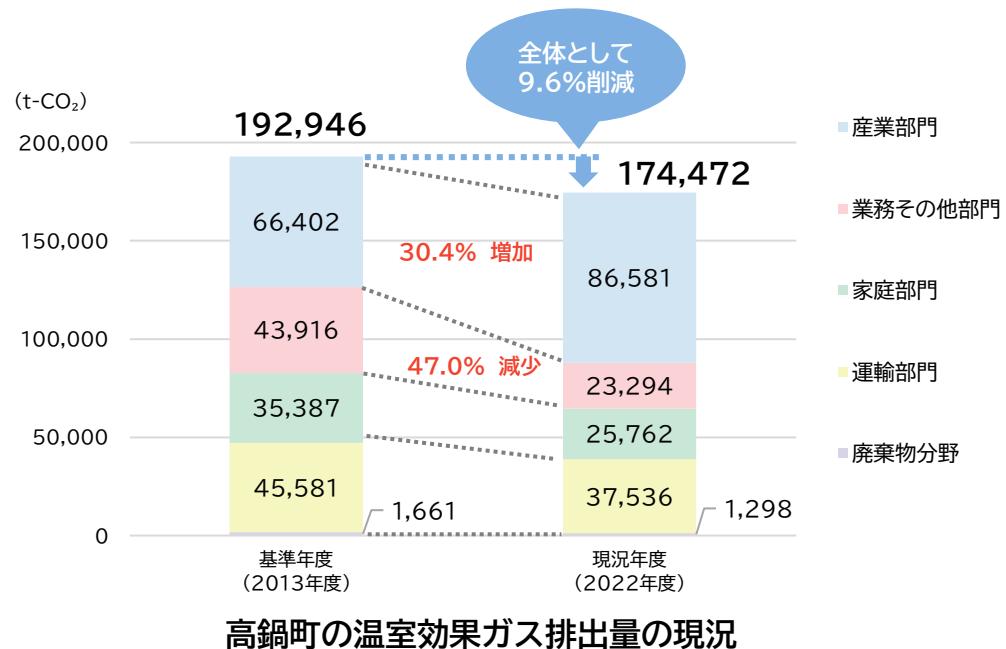
二酸化炭素排出量(高鍋町全域)

高鍋町における令和4(2022)年度の二酸化炭素排出量は**174,472t-CO₂**で、基準年度である平成25(2013)年度と比較して**9.6%減少**しています。

部門ごとに見ると、「業務その他部門」の削減率が最も高く、47.0%減少しています。一方で、「産業部門」は30.4%増加しています。産業部門の増加要因として、令和元(2019)年に宮崎キヤノン高鍋工場の設立・稼働による製造品出荷額・従業員数の増加が挙げられます。

現状すう勢(BAU)※における二酸化炭素排出量の将来推計では、令和12(2030)年度の排出量は166,892t-CO₂、令和17(2035)年度の排出量は153,283t-CO₂、令和22(2040)年度の排出量は137,049t-CO₂、令和32(2050)年度の排出量は143,490t-CO₂と算出されました。

※現状すう勢(BAU):今後追加的な対策を見込まないまま、排出量が推移したと仮定して推計する方法。

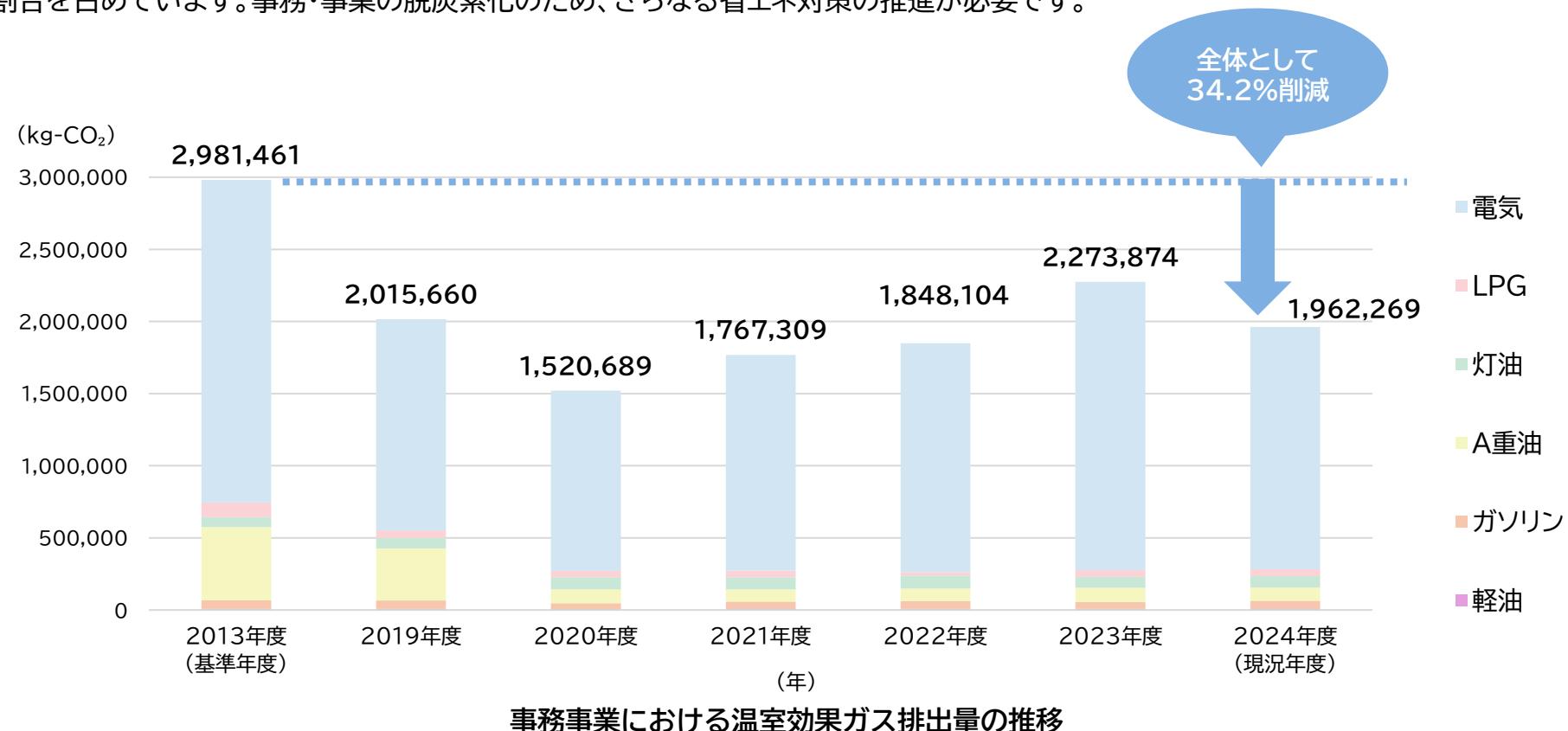


二酸化炭素排出量の将来推計結果(現状すう勢ケース)

二酸化炭素排出量(高鍋町事務事業)

町の事務・事業における令和6(2024)年度の温室効果ガス排出量は、**1,962,269kg-CO₂**で、基準年度である平成25(2013)年度と比較して**34.2%の削減**となりました。削減の大きな要因として、算定対象の公共施設の一部が民営化等により算定対象施設から除外となったことが挙げられます。

基準年度(平成25(2013)年度)及び現況年度(令和6(2024)年度)のいずれにおいても、電気の使用に起因する排出量が最も大きな割合を占めています。事務・事業の脱炭素化のため、さらなる省エネ対策の推進が必要です。

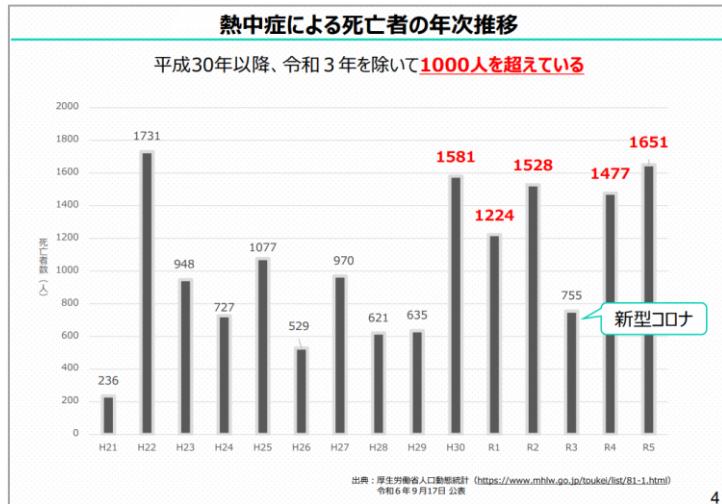


※電力使用量の排出係数は、平成25(2013)年度～令和4(2022)年度は九州電力株式会社の基礎排出係数を使用、令和5(2023)年度～令和6(2024)年度は九州電力株式会社の調整後排出係数を使用しています。

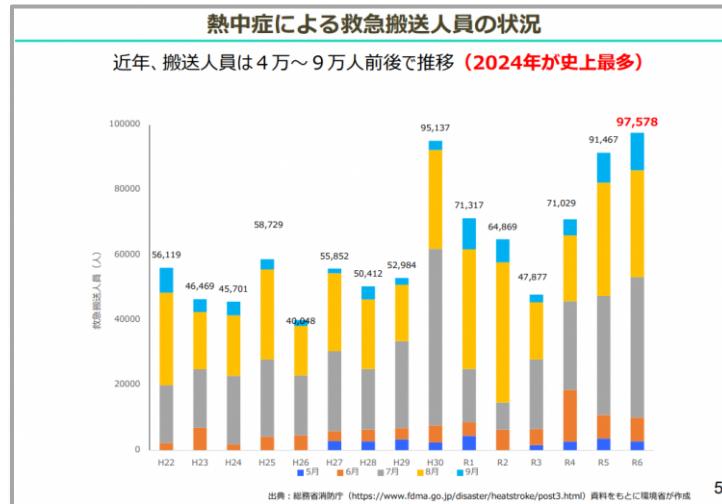
気候変動の影響

地球温暖化による気候変動の影響は、すでに顕在化しています。特に、猛暑による熱中症や集中豪雨による水害などは、町民の生命や財産を脅かす危険性があります。

安心して暮らせるまちづくりを行うため、気候変動による被害に備える対策を推進するとともに、町民への周知・啓発を実施します。



4



5

出典：環境省「熱中症に関する最新の情報」

コラム

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、暑さをしのぐ場所としてクーリングシェルターを利用することができます。自宅にエアコンがある場合など、涼しい場所が確保できる場合には、クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。

しかし、やむを得ず外出する際や、外出時に危険な暑さに見舞われた場合には、クーリングシェルターを活用するなど、暑さをしのぐことが求められます。

本町の指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)

高鍋町役場庁舎

イワケン健康づくりセンター

高鍋町持田地区 高齢者福祉センター

柿原政一郎記念高鍋図書館

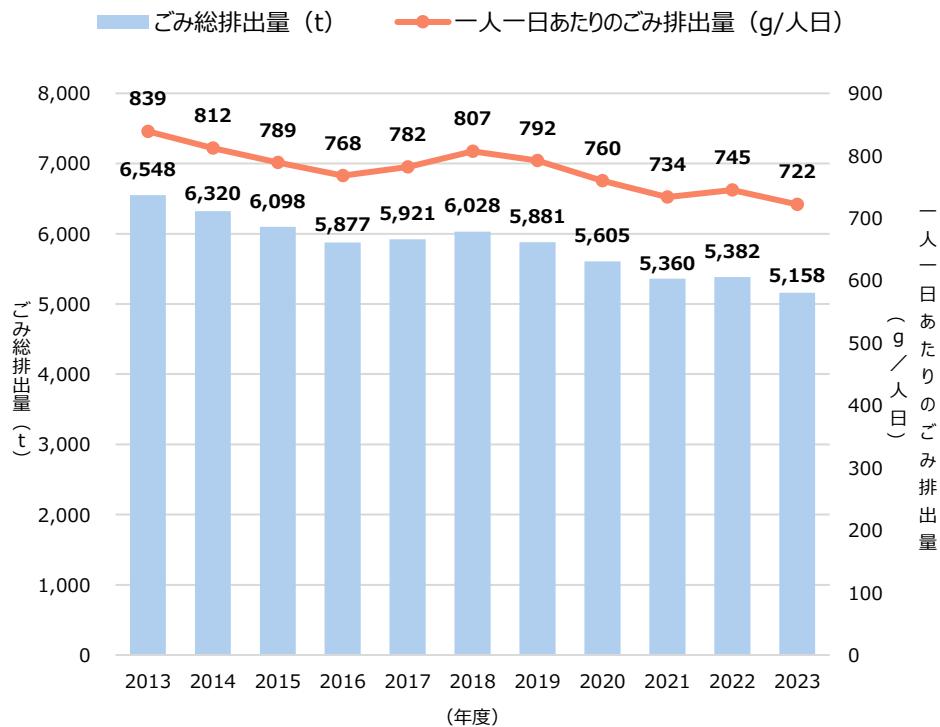
(令和7(2025)年4月時点)

3-2 資源循環

廃棄物の現状

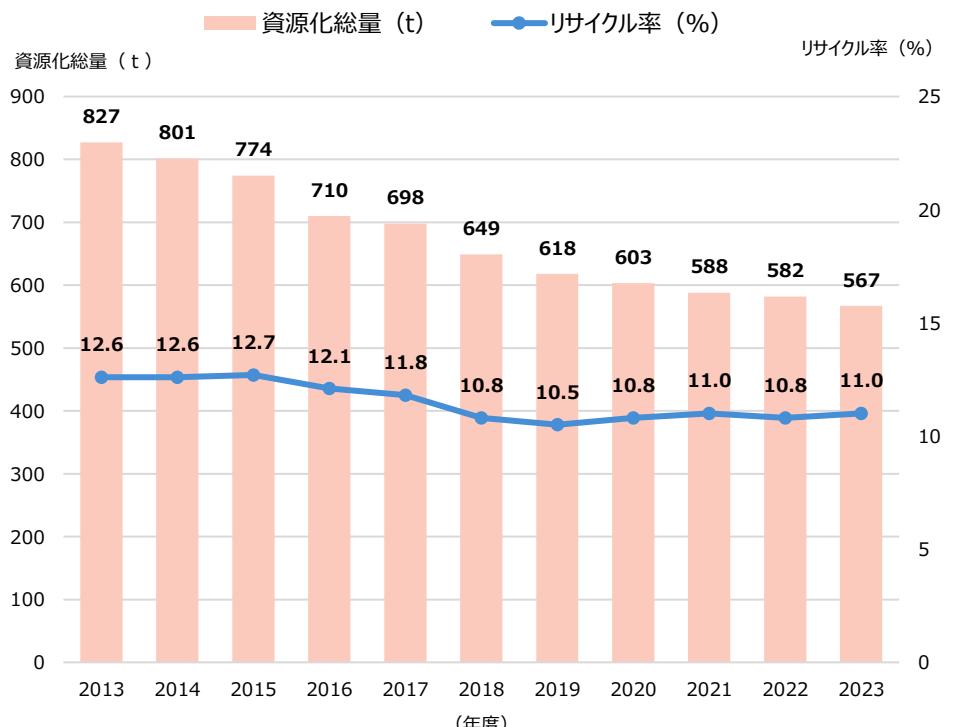
ごみ総排出量と一人一日あたりのごみ排出量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。ごみの総排出量は、平成25(2013)年度と比較すると約21%減少しています。

ごみ総排出量の減少に伴い、ごみの資源化量も減少傾向にありますが、リサイクル率は増減を繰り返しながら推移しており、平成25(2013)年度と比較すると約1.6%減少しています。



環境省「一般廃棄物処理実態調査」を基に作成

ごみ総排出量及び一人一日あたりのごみ排出量の推移



環境省「一般廃棄物処理実態調査」を基に作成

ごみの資源化量とリサイクル率の推移

ごみ排出量の市町村比較

西都児湯管内の市町村と比較すると、本町の一人一日当たりのごみの排出量は新富町に次いで2番目に多い状況となっています。可燃ごみ等で排出されている資源ごみの適正分別を呼びかけることで再資源化を促進し、ごみの減量化やリサイクル率向上を図る必要があります。

令和5(2023)年度のごみ排出量市町村比較

	高鍋町	新富町	木城町	西都市
総人口（人）	19,525	16,599	4,835	28,532
ごみ総排出量（t）	5,158	4,413	1,117	6,594
1人1日当たりの排出量（g/人日）	722	726	631	631

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

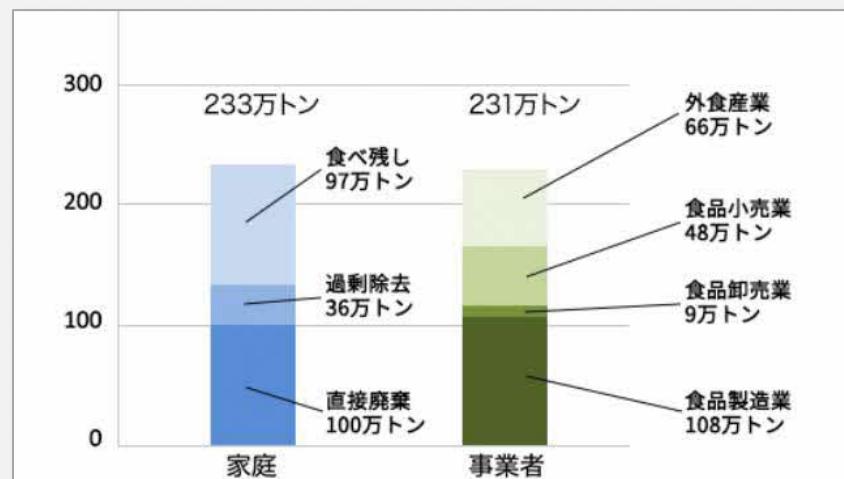
コラム

日本の食品ロスの現状

日本では、食品ロス削減の取組が国民運動として推進されています。

令和5(2023)年度の食品ロス発生量の推計値は**464万トン**です。(平成12(2000)年度比58%削減)うち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は231万トン、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量は233万トンとなりました。この量は東京ドーム3.7個分とほぼ同じ量であり、**国民一人当たり毎日おにぎり1個分の食品ロスが発生**していることになります。

食品ロスの削減は、循環経済への移行やカーボンニュートラルの実現に向けて重要な課題であり、本町においても、一層の取組推進が必要です。



出典：環境省 食品ロスポータルサイト

食品ロスの発生量

3-3 生活環境

公害

「令和6年(2024)版宮崎県環境白書」によると、令和5(2023)年度に、県及び市町村で受理した公害苦情件数は866件でした。苦情件数は減少していますが、町民生活に密着した問題を解決し、「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するためにも、継続的な公害対策が必要です。

苦情件数の経年比較

単位:件

年度	典型7公害								典型7公害 以外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	計		
2014	124	165	3	125	8	189	0	614	775	1,389
	8.9%	11.9%	0.2%	9.0%	0.6%	13.6%	0.0%	44.2%	55.8%	100.0%
2023	172	90	5	101	11	119	0	498	368	866
	19.9%	10.4%	0.6%	11.7%	1.3%	13.7%	0.0%	57.5%	42.5%	100.0%

出典:宮崎県環境白書

大気汚染

町内1か所に設置されている一般環境大気測定局では、光化学オキシダント(Ox)や浮遊粒子状物質(SPM)等を測定しています。法律で禁止されている野外焼却(野焼き)による煙や匂いに関する苦情などもあることから、町民・事業者に対する啓発や毎月1回行う常時監視(モニタリング調査)の継続が必要です。

令和5(2023)年度における大気の環境基準達成状況

一般環境大気測定局 健康づくりセンター測定局				
物質	光化学オキシダント (Ox)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物 (PM2.5)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準の達成可否	×	○	○	○

出典:宮崎県環境白書

水質汚濁

河川等の公共用水域における水質汚濁の主要な要因の一つが、家庭の台所や浴室等から未処理のまま排出される生活排水です。単独浄化槽及び汲取り槽の排水は、生活雑排水が直接河川へ放流され河川を汚す要因となります。公共用水域の水質保全や生活環境の改善等のため、**簡易設置・早期対応が可能な合併処理浄化槽の設置を推進**する必要があります。

生活排水処理の状況(令和7年3月31日現在)

	公共下水道	合併浄化槽	単独浄化槽	汲取り槽
世帯率	32.15%	29.94%	29.68%	8.24%

出典:上下水道課調

その他

大気汚染・水質汚濁以外の典型7公害及び化学物質について、主な状況は以下のとおりです。

今後も継続的な測定・現状把握に努め、町民・事業者が安心・安全に過ごせる環境づくりを行う必要があります。

種別	主な状況
土壤汚染	本町には、「土壤汚染対策法」に基づいて指定された汚染区域はありません。
騒音	本町には、「騒音規制法」に基づく特定施設届出はありません。
振動	本町には、「振動規制法」に基づく特定施設届出はありません。
悪臭	大きな事例はありません。しかし、家畜や生活排水などの臭気などによる苦情が少なからずあります。
地盤沈下	本町には、現在までに地盤沈下の観測記録はありません。
化学物質	健康づくりセンター測定局による令和5年のダイオキシン類常時監視において、環境基準を達成しています。ダイオキシン類や農薬などの化学物質による環境汚染の報告はありません。

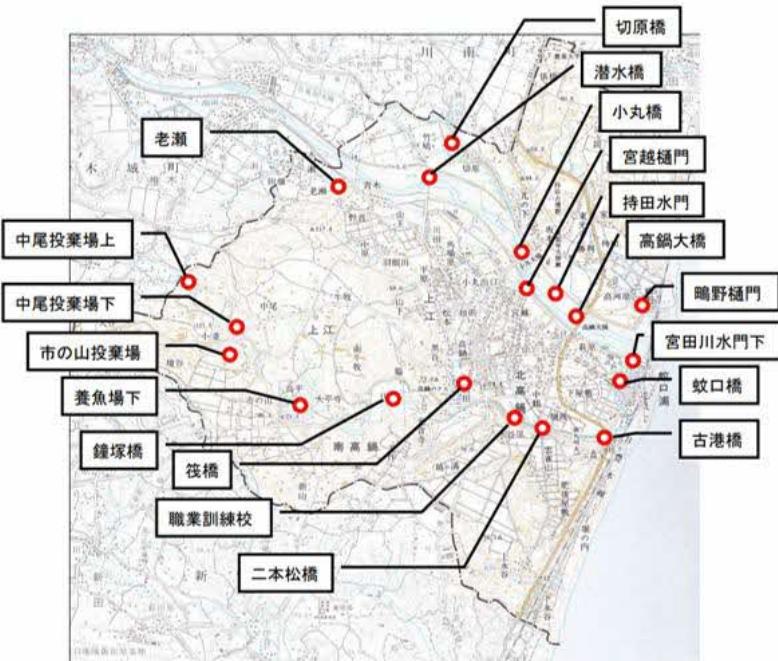
3-4 自然環境

水質の保全

生活環境を保全するため、河川や湖沼には「環境基本法」に基づき水質汚濁に係る環境基準の水域類型が定められています。

本町では公共用水域の水質状況を把握するため、町内19ヶ所の河川の水質検査を年2回実施しており、公共用水域における生活環境項目(生物化学的酸素要求量(BOD))は、環境基準を全ての地点で達成しています。

九州地方整備局が実施する一級河川(直轄管理区間)の水質調査において、**小丸川は令和5(2023)年・令和6(2024)年の2年連続「水質が最も良好な河川」となりました。**今後も、水質の環境基準の継続維持を目指し、水質汚染防止の取り組みを進めていく必要があります。



水質調査個所図

河川の生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成状況

地点名(水域類型)	日間平均値	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
高城橋(AA) (環境基準1mg/L)	75%値	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.9	0.5	<0.5
	環境基準達成	○	○	○	○	○	○	○	○
高鍋大橋(A) (環境基準2mg/L)	75%値	0.6	<0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.5
	環境基準達成	○	○	○	○	○	○	○	○
二本松橋(A) (環境基準2mg/L)	75%値	0.8	0.9	0.9	1.1	1.2	0.7	1.1	0.6
	環境基準達成	○	○	○	○	○	○	○	○
宮田川水門(B) (環境基準3mg/L)	75%値	1.1	1.2	0.9	1.2	1.1	1.1	0.8	0.9
	環境基準達成	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：宮崎県環境白書

森林・緑地の整備・保全

本町の森林は、大部分が高台の畠地帯と低地の水田地帯を挟む急傾斜地帯及び海岸線に分布しており、風水害に対する保安林としての重要な役割を果たしています。

また、森林には雨水を貯めて河川の流量を安定させ、洪水を緩和する等の社会的に重要な役割や、美的景観の形成・保健休養・動植物の生息環境の提供・二酸化炭素の吸収等、公益的機能や経済指標に返還することができない価値があります。こうした視点からも、森林の整備・保全を進める必要があります。

国有林	面積48ha（森林全体に占める割合:約6.4%）
海岸沿いに分布しており、潮害防備保安林に指定されている黒松等の人工林が大半を占めています。 松くい虫等の被害による機能低下の課題があることから、その対策として松くい虫防除や、樹種を転換しての植樹等が行われています。	
民有林	面積705ha（森林全体に占める割合:約93.6%）
所有面積が5ha以下の小規模な森林所有者がの大部分を占めています。 個人で伐採・造林・保育及び間伐等を計画的に実施することが困難であることから、森林を適正な状況で維持することが課題となっています。	

公園は、休息・散策・遊戯・運動などレクリエーションの場であるとともに、都市環境の維持・改善機能、景観形成機能、都市防災機能など様々な機能を持ちます。

本町には17の都市公園が整備されています。**町民1人あたりの都市公園面積は14.36m²**であり、「都市公園法」による都市公園敷地面積の標準(10 m²)を上回っています。

今後も、町民のニーズを把握しながら、防災や景観にも配慮した公園・緑地の整備を進めていく必要があります。



蚊口海浜公園多目的広場

生物多様性の保全

本町は海岸線が近く、山なみ・湿地・高台など多様な地形を有しています。気温も四季を通じて比較的安定しており、南方系・北方系いずれの動植物にとっても生息に適した地域です。

しかし、貴重な動植物の生息・生育環境がある一方、個体数の減少や特定外来生物の確認等もあることから、貴重な動物の保護及び在来種の生息・生育環境の保全が必要です。

アカウミガメ（県の天然記念物）

5月中旬から8月中旬にかけ、本町の海岸に上陸し産卵します。

近年は、海岸の浸食等が進み産卵できる場所が少なくなっていることから、頭数は減少傾向にあります。



グンバイヒルガオ（県の絶滅危惧種）

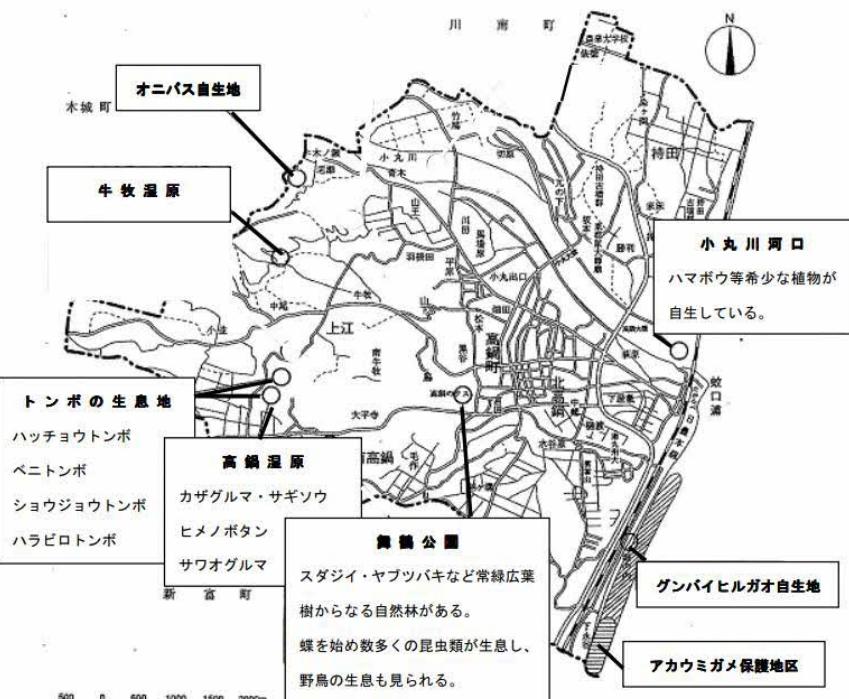
ヒルガオ科の多年生草本で、海岸の砂浜に繁殖する海浜植物です。

県内では、数か所の自生が確認されていますが、安定的に生育しているところは少なく、自生する場所は貴重となっています。



ハマボウ（県の準絶滅危惧種）

アオイ科の落葉低木で、初夏から8月末まで、直径8cmほどの黄色い花を付けます。多くの府県では絶滅危惧種に指定されている貴重な植物です。



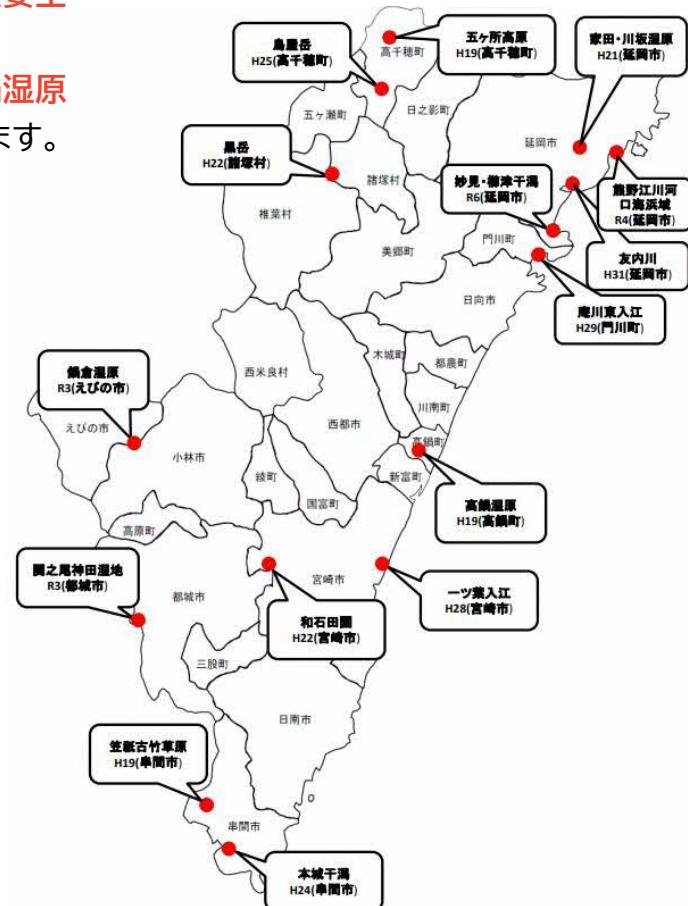
特定植物群落調査報告書（社会教育課調）

本町には湿原や溜池が点在しており、珍しい動植物が生息・自生しています。生物多様性を保全し、本町の豊かで貴重な自然を次世代につなぐため、環境負荷軽減に資したまちづくりが必要です。

宮崎県では、県内における野生動植物の生息地等のうち、野生動植物の分布状況・生態・その他の生息状況等を踏まえ、その野生動植物の保護のために重要と認めるものを「**重要生息地**」として指定しています。

令和6年4月11日現在、県内で15箇所が重要生息地として指定されています。**高鍋湿原**は平成19(2007)年度に**重要生息地指定**を受け、希少野生動植物の保全に努めています。

場所	概要
高鍋湿原 (重要生息地)	<p>ハツチヨウトンボをはじめ多くのトンボが生息しているほか、400種類以上の貴重な植物が自生しています。</p> <p>ハツチヨウトンボは体長わずか2cmの日本最小のトンボで、国内での分布は局所的です。開発や環境汚染により著しくその数を減少させており、県の絶滅危惧種に指定されています。</p>
加志揚溜池	<p>希少植物のオニバスが密生しています。</p> <p>オニバスは、スイレン科の一年生の水性植物で、環境の悪化や埋め立てなどで全国的に自生地の消滅が相次ぎ絶滅が危惧されています。</p>
小丸川 河口付近	<p>県内トップクラスの規模のハマボウが群生しています。</p> <p>また、この付近は日本で初めてツバメチドリの繁殖が確認されるなど、多くの野鳥の繁殖地及び休息地になっています。</p>
海岸部	<p>グンバイヒルガオの自生地です。</p> <p>昭和55(1980)年には、アカウミガメ及び産卵地(堀の内海岸～下永谷海岸)が宮崎県の天然記念物に指定されました。</p>



出典:みやざきの環境
重要生息地一覧

景観の保全

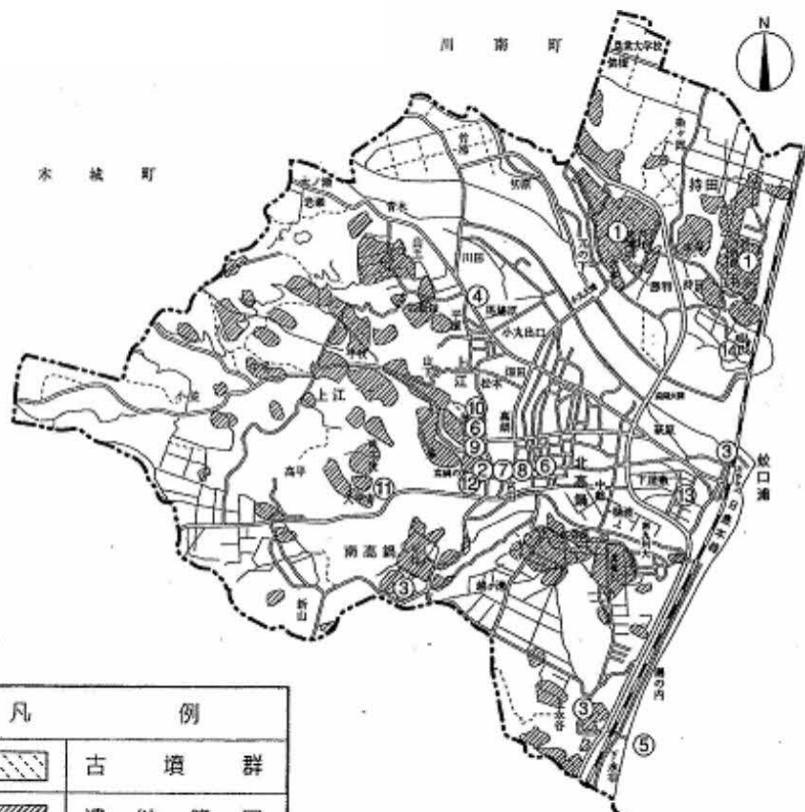
本町には多くの史跡が分布し、歴史的景観に恵まれています。

中でも、国指定史跡で85基の古墳が密集する持田古墳群は、地域に残る貴重な文化遺産として、地域住民や団体関係者により保全活動が行われ、保護継承されています。この古墳群に隣接している高鍋大師は、平成21(2009)年3月に県の観光遺産に指定されました。

これらの貴重な歴史的資源をまちづくりに十分に活かながら、歴史的資源を末永く保護継承し、観光資源としてなど多面的な観点から活用していく必要があります。

高鍋町の主な文化財

区分	図番	名称および物件	所在地	指定年月日
国指定	①	持田古墳群85基	鬼ヶ久保・坂本ほか	昭和36.2.25
	②	高鍋のクス	黒谷	昭和26.6.9
県指定	③	高鍋町古墳17基	高鍋町全域	昭和12.7.2
	④	石井十次生家	馬場原	昭和47.9.26
	⑤	アカウミガメおよびその産卵地	下永谷～堀の内海岸	昭和55.6.24
	⑥	高鍋神楽	祇園神社、愛宕神社 約	昭和44.4.1
町指定	⑦	明倫堂額など額、碑10件	町立図書館ほか	昭和52.3.26
	⑧	本藩実録など古文書42件	町立図書館ほか	昭和52.3.26
	⑨	黒水家住宅	黒谷	平成2.3.13
	⑩	秋月墓地	黒谷・松本	昭和47.4.25
	⑪	土持墓地	大平寺	昭和47.4.25
	⑫	高鍋城跡	旧城内ほか	昭和52.3.26
	⑬	琴弾の松碑	蚊口浦茱萸原	昭和52.3.26
	⑭	鳴野棒踊り	鳴野	昭和52.3.26



高鍋町遺跡詳細分布図

景観まちづくり

城下町としての歴史や風土を守り、高鍋らしい美しいまち並み景観の整備を進めるため、平成22(2010)年に本町は「景観法」に基づく景観行政団体に移行しました。あわせて、町民・事業者・行政が協働で取り組んでいくための指針となる「高鍋町景観計画」を平成25(2013)年に策定し、豊かな自然と伝統文化により醸成された魅力的な景観づくりを推進しています。

景観は、急速に変化するものではなく、改善や創出に長い時間が必要です。景観まちづくりは、多くの町民の自覚に基づく主体的な関与が必要であり、町民と行政が協働で進めていくことが重要です。



高鍋町の歴史的資源



高鍋町景観計画 景観形成の基本方針

3-5 環境教育

環境についての意識啓発・理解増進

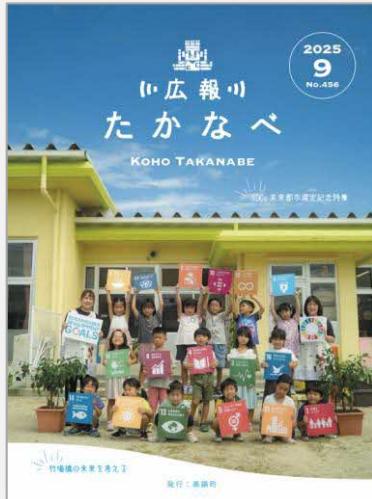
環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因して発生しています。町民・事業者一人ひとりの意識改革を進め、生活様式や事業内容等を見直すことにより、日常生活や事業活動からの環境負荷の低減に努めることが大切です。

また、家庭・学校・職場・地域のあらゆる場面で、全年齢層に対し環境教育・環境学習を推進することが必要です。子供たちが学校等で学んだ環境教育の取り組みを保護者や地域住民と一緒に実践できるよう、学校・家庭・地域が連携した体験参加型の環境学習を推進する必要があります。

環境情報の提供・活用

環境保全活動に取り組むには、町の環境状況について正しく理解する必要があります。

本町では、広報たかなべを活用した環境情報の発信や、町職員等が講師として行う出前講座等を実施しています。これらの取組について、町民・事業者等の認知度を高め、積極的に活用されるよう努める必要があります。



広報たかなべ(2025.9 No.456) SDGs未来都市選定記念特集

主体的な環境保全活動等の推進

自分たちの地域は自ら守り育てるという機運の高まりから、地域住民の手によるコミュニティ活動・地域づくり活動・地域美化運動等、地域の課題の解決に向けた実践的な活動が全国各地において実践されています。

本町においても、町民・団体による海岸清掃・植栽・草刈り等のボランティア活動が行われています。次世代を担う若年層の環境保全活動への参加を促すことが課題となっています。

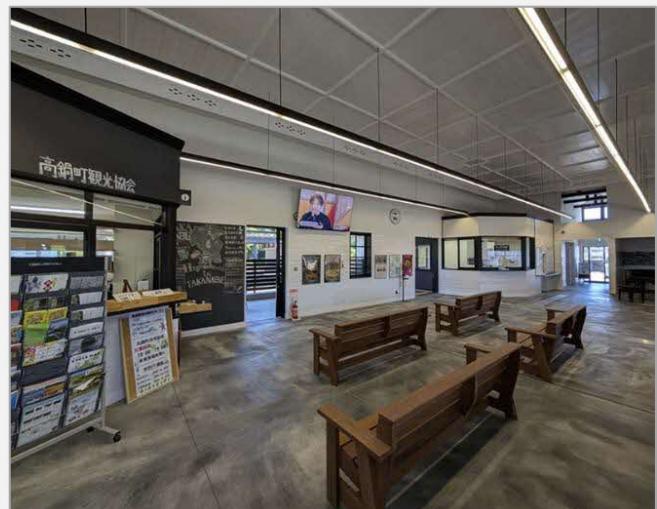
コラム

蚊口浜ビーチクリーン

蚊口浜のビーチクリーン活動は、**毎年2,000人近くが参加する40年以上続く清掃活動**です。高鍋町立美術館・高校美術部と連動し、回収したゴミを使ったアート作品を制作、高鍋駅の多目的スペースに展示するなど、「**海とアートのまち**」を具現化しながら、環境・ごみ問題に関心を持つてもらうきっかけづくりを行っています。



蚊口浜ビーチクリーンの様子



高鍋町駅 多目的スペース

4

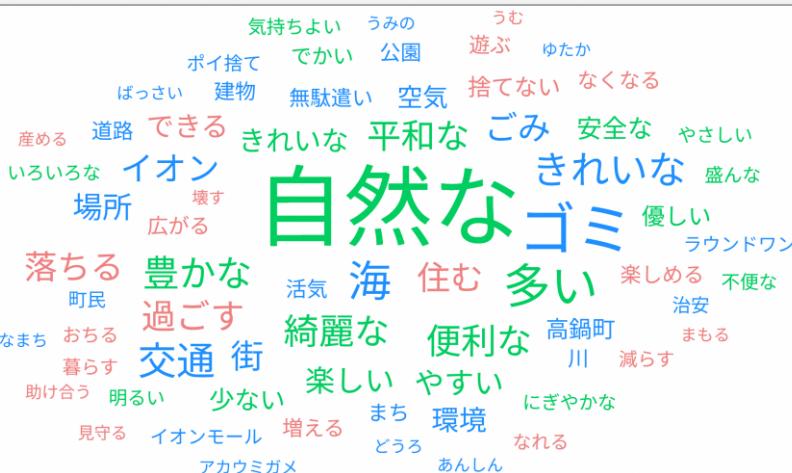
第4章 計画の目標

4-1 望ましい環境像

人と自然の共生を図るために、一人ひとりの意識の変革やライフスタイルの転換と併せて、町全体としての環境保全や環境負荷の低減が求められます。

第2次高鍋町環境基本計画では、町民及び町内の小学校5年生・中学校2年生を対象に行った「高鍋町の環境の理想像」聴取の結果を踏まえ、目指すべき環境像を以下のとおり定めます。本町の特色を活かしながら環境施策を推進するため、優れた自然を有する町として環境や景観を重視し、恵まれた自然環境・自然資源の保全・活用を図るものとします。

小中学生 環境像聴取結果（単数回答 n=284）



町民アンケート結果（単数回答 n=464）



※ワードクラウドにより、回答の頻出単語を抽出。単語の出現回数に応じた大きさで表示。
ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析 (<https://textmining.userlocal.jp/>)

●●●(環境像)

4-2 計画の基本目標

目指すべき環境像の実現のため、本計画の対象分野ごとに5つの基本目標を定めます。

基本目標1 地球と環境にやさしいまち

地球環境

地球温暖化は世界的な大きな課題のひとつです。私たちが現在の豊かな生活を将来においても維持していくためには、温室効果ガスの排出量削減など、環境への負荷を最小限に抑え、持続可能な社会を構築する必要があります。

基本目標2 資源と経済が循環するまち

資源循環

循環型社会の実現は、地球の限られた資源を守り、未来への持続可能性を高めるために不可欠です。大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会のシステムから脱却し、資源を廃棄物とせずに、再利用や再生を繰り返すことで循環させ、持続可能な社会を目指す必要があります。

基本目標3 誰もが快適に暮らせる美しいまち

生活環境

人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害を未然に防止することは、快適な生活環境を確保する上での基本的な取り組みの一つです。大気や水、土壤等を良好な状態で保全し、有害化学物質による環境汚染を防ぎ、騒音・振動や悪臭対策による静穏な生活環境の維持に努め、環境負荷が少ない安全に安心して暮らせるまちづくりが大切です。

基本目標4 豊かな自然を未来につなぐまち

自然環境

小丸川や高鍋海水浴場等の水辺環境、貴重な動植物が自生する高鍋湿原等、豊かな自然是本町の特徴を形成するとともに、町民にやすらぎや憩いの場を与えてくれます。自然環境は、ひとたび悪化すると元の状態に回復するまで長い時間を必要とします。本町の豊かな自然環境を未来の子どもたちへ引き継ぐためには、適切な管理計画のもとで保全・保護を行うことが必要です。

基本目標5 すべての人が環境のために協働するまち

環境教育

地球温暖化や廃棄物等、現在問題となっている環境問題は、町民・事業者一人ひとりが環境負荷の発生源となっています。環境問題の解決に向けては、一人ひとりが環境に配慮した上で、各種取組を実践していくことが大切です。

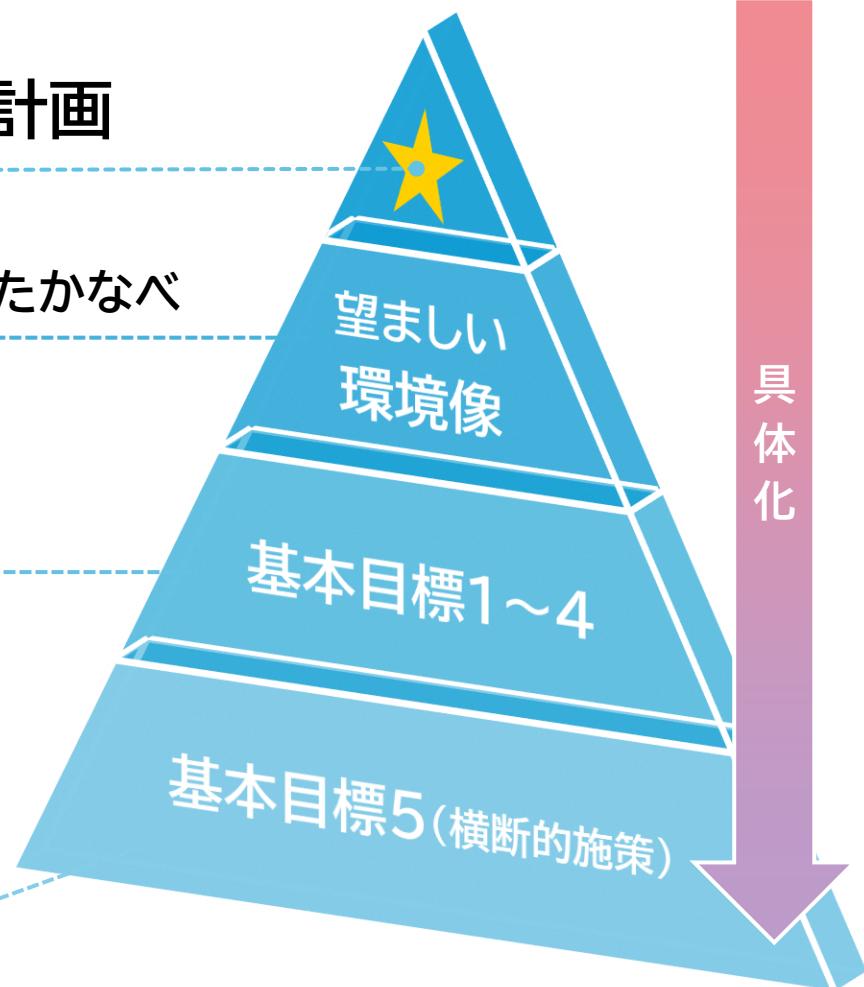
4-3 施策の体系

本計画では、望ましい環境像「自然と暮らしが共存する 持続可能なまち たかなべ」、ひいては第6次高鍋町総合計画に掲げるまちづくりの理念の実現に向けて、基本目標ごとに施策を整理します。

まちづくりの理念 第6次高鍋町総合計画

自然と暮らしが共存する 持続可能なまち たかなべ

目標	対象分野
1 地球と環境にやさしいまち	地球環境
2 資源と経済が循環するまち	資源循環
3 誰もが快適に暮らせる美しいまち	生活環境
4 豊かな自然を未来につなぐまち	自然環境
5 すべての人が環境のために協働するまち	環境教育



本計画では、望ましい環境像「自然と暮らしが共存する 持続可能なまち たかなべ」、ひいては第6次高鍋町総合計画に掲げるまちづくりの理念の実現に向けて、本計画の対象分野ごとに5つの基本目標を定め、目標ごとに施策を整理し推進します。

基本目標

1	地球と環境にやさしいまち 地球環境	高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	省エネルギー対策の推進／再生可能エネルギーの普及拡大／総合的な地球温暖化対策
		第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	職員共通の取組／主に各施設管理者等が行う取組／各部局の特性に基づく取組／事務局の取組
		高鍋町気候変動適応計画	農業の対策／水資源の対策／自然生態系分野の対策／自然災害・沿岸域分野の対策／健康への影響対策／国民生活・都市生活分野の対策
2	資源と経済が循環するまち 資源循環	4R行動の促進	廃棄物の減量・リサイクルの推進／食品ロスの削減／参加型活動の推進
3	誰もが快適に暮らせる美しいまち 生活環境	排水対策の推進	排水対策(共通)／生活排水対策／事業場排水対策
		快適な住環境づくり	不法投棄・ポイ捨て対策
		公害の未然防止	大気汚染防止対策／騒音・振動・悪臭防止対策／土壤汚染防止対策／地盤沈下防止対策／化学物質・環境汚染物質対策
4	豊かな自然を未来につなぐまち 自然環境	水質の保全	水質汚濁防止対策／海洋環境の保全
		みどりの整備・保全	森林の整備と活用／公園・緑地の整備
		生物多様性の保全	動植物の生息・生育環境の保全
		景観の保全	史跡の保存・整備・活用／快適で美しいまちづくり
5	すべての人が環境のために協働するまち 環境教育	環境教育・環境学習の推進	地域一丸となった環境教育の推進／環境に関する情報の発信
		環境保全活動の推進	主体的な環境保全活動の推進／環境保全を担う人材の育成

5

第5章 目標達成のための施策

5-1 基本目標1 「地球と環境にやさしいまち」

地球環境

資源循環

生活環境

自然環境

環境教育

地球温暖化はすでに私たちの暮らしの中で顕在化しており、豪雨や猛暑などの気候災害が全国各地で頻発しています。

地球温暖化を防ぐため、**温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」**を進めるとともに、現在及び将来の**気候変動による影響に備える「適応策」**を計画的に進める必要があります。

基本目標1 「地球と環境にやさしいまち」

本計画に包含	緩和策	高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	高鍋町環境基本計画（別冊）	
		<ul style="list-style-type: none">高鍋町全域における、二酸化炭素排出量の削減を図るための計画施策や二酸化炭素排出量の推計結果など、各詳細は本計画の別冊に当たる「高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に記載		
第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)				
		<ul style="list-style-type: none">高鍋町の事務・事業における、二酸化炭素排出量の削減を図るための計画		
適応策	高鍋町気候変動適応計画			
		<ul style="list-style-type: none">気候変動がもたらす、現在の影響及び将来予測される影響に備え、適応するための計画		

高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12(2030)年度において、温室効果ガスを 平成25(2013)年度から46% 削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

二酸化炭素排出量の推計結果・国の目標を踏まえ、**省エネルギー対策の推進・再生可能エネルギーの普及拡大・森林整備などの吸収源対策**を国の施策と連動して推進することで、本町における2050年カーボンニュートラルの実現に向けた二酸化炭素排出量の削減目標を次のとおり定めます。(各詳細は、「高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)別冊」をご確認ください。)

二酸化炭素排出量の削減目標					
目標年度	2030年度	2035年度	2040年度	2050年度	
基準年度 2013年度比	2030年度までに 46% 削減	2035年度までに 60% 削減	2040年度までに 73% 削減	2050年度までの できるだけ早期に 排出量実質ゼロ	
電気	エネルギー種別	再生可能エネルギー導入目標			
	太陽光発電(建物系)	14,621 MWh/年	21,847 MWh/年	29,604 MWh/年	46,714 MWh/年
	太陽光発電(土地系)	33,454 MWh/年	48,521 MWh/年	53,520 MWh/年	157,145 MWh/年
	バイオマス発電	—	—	—	312 MWh/年
	再エネ由来電力の導入	6,912 MWh/年	13,825 MWh/年	20,737 MWh/年	34,562 MWh/年
	合計	54,987 MWh/年	84,193 MWh/年	103,861 MWh/年	238,734 MWh/年
熱	太陽熱	249 GJ/年	497 GJ/年	746 GJ/年	1,244 GJ/年
	地中熱	—	—	—	26,400 GJ/年
	合計	249 GJ/年	497 GJ/年	746 GJ/年	27,644 GJ/年

基本方針1～3に沿って施策を推進します。(詳細は、「高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)別冊」をご確認ください。)

高鍋町地球温暖化対策実行(区域施策)の施策体系図

基本方針	施策	
基本方針 1 省エネルギー対策の推進	暮らしにおける省エネルギー対策	省エネ機器の導入・活用の促進／エネルギー消費量の見える化の促進 脱炭素型ライフスタイルへの移行促進／住宅の省エネ促進
	事業活動における省エネルギー対策	省エネ設備の導入・活用の促進／エネルギー消費量の見える化の促進 スマート農林業の推進／建築物の省エネ促進
	地域における省エネルギー対策	公共交通等の利用促進／次世代自動車の導入促進 コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進
基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大	公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入	太陽光発電設備・蓄電池等の導入拡大 再生可能エネルギー由来電力の導入
	町内への再生可能エネルギー導入・活用推進	再生可能エネルギー設備等の普及支援／再生可能エネルギー由来電力の利用拡大／未用地やエネルギー資源の活用検討
基本方針 3 総合的な地球温暖化対策	吸収源対策	森林整備と緑化推進／海洋環境の保全
	ごみの減量化・資源化の促進	家庭ごみ・事業ごみの削減／食品ロス削減の推進
	基盤的施策の推進	環境学習機会の提供・支援／環境配慮型商品の普及促進 他自治体・企業等との連携

目指す将来像

第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球環境
(事務事業編)

資源循環

生活環境

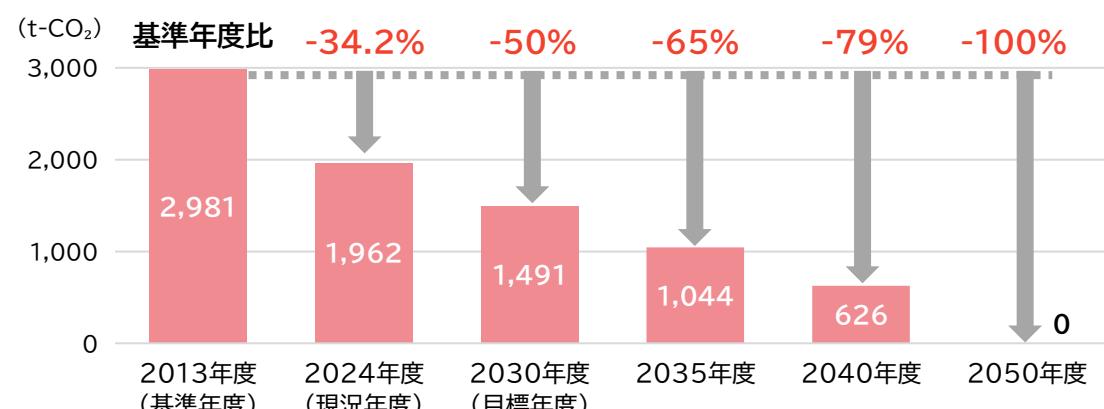
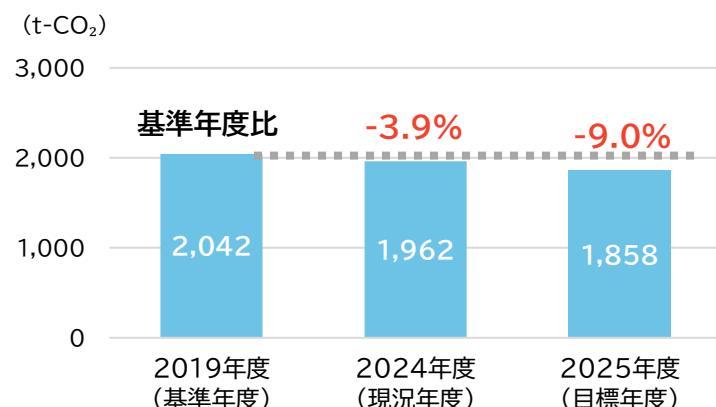
自然環境

環境教育

本町では、令和3(2021)年3月に「第4次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、町の事務・事業において発生する二酸化炭素の排出量削減に向けて取組を進めてきました。

第5次計画策定に伴い、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」に基づき、基準年度及び二酸化炭素削減目標等を以下のとおり変更し、政府実行計画と整合を図りながら、更なる二酸化炭素の排出量削減に取り組みます。

変更点	第4次計画	第5次計画				
基準年度	2019年度	2013年度				
目標年度	2025年度	2030年度				
二酸化炭素削減目標 (基準年度比)	9%削減	2030年度	2035年度	2040年度	2050年度	2050年度までの できるだけ早期に 排出量実質ゼロ
計画期間	2021年度～2025年度	2026年度～2030年度				



第4次計画の二酸化炭素削減目標

第5次計画の二酸化炭素削減目標

町の事務・事業に関わる全ての職員や各施設が連携・協働し、二酸化炭素排出量の削減を推進することで、業務の脱炭素化を図ります。

職員共通の取組

項目	職員の取組
省エネ化の推進	町の事務・事業における二酸化炭素排出量の中で、電気の使用に起因する排出量が最も大きな割合を占めるところから「まずは徹底的な省エネ」に努めます。
空調	空調は室温が冷房時28°C、暖房時20°Cとなるよう調節する。
	遮熱・断熱効果のあるカーテン・ブラインド・フィルム等を活用し、空調の冷暖房効果を高める。
	定期的なフィルター清掃等、空調設備の保守管理を徹底する。
	冷暖房効果の効率化のため、吹き出し口の障害物撤去や室外機の日除けなどを行う。
	退室時・退庁時の30分前に空調を停止することを心がける。
照明	業務時間外(昼休憩・残業時)・晴天時の窓際・事務室内の未使用スペース等、不要な照明は消灯する。
	会議室等は、使用時ののみの点灯・退室時の消灯を徹底する。
	退庁時は、すべての照明器具の消灯を確認する。
OA機器	OA機器や電気機器は、使用しないときには電源を切る。
	PCは省エネモード・ダークモード、複合機はスリープモード・低電力モードに設定する。
	退庁時は、すべてのOA機器の電源オフを確認する。
公用車	公用車を利用するときは、乗り合わせなどによる効率化を図る。
	公用車を利用するときは、エコドライブに努める。

項目	職員の取組								
その他	電気機器(電気ポット・コーヒーメーカー・テレビ・冷蔵庫・電気ストーブなど)の使用は、必要最小限とする。								
	残業時間の短縮に努め、ノー残業デー(毎週金曜日)を徹底する。								
	通勤や移動時など、可能な範囲で徒歩・自転車による移動を心がける。								
省資源化の推進		限りある資源を有効に活用するため、各資源の使用量を削減し環境負荷の低減を図ります。							
節水	手洗場・給湯室使用時や洗車時等など、日常的な節水に努める。								
	トイレ使用時は、消音のための流水を避け消音器を使用する。								
用紙類	両面印刷・集約印刷・両面コピーなど、用紙の使用量削減に努める。								
	印刷設定の確認・リセットボタンの利活用など、ミスコピーに留意し未然防止を図る。								
	印刷物は、配布先の明確化を徹底し、必要最小数の部数を印刷する。								
	使用済コピー用紙は、裏紙として再利用のうえ再資源化を図る。								
	回答文書など、形式的な鑑文書を廃止する。								
	書類等はデジタル媒体での共有を前提とし、ペーパーレス化を推進する。								
事務用品	使用済みの封筒・ファイル・書類ホルダーなどは、再使用に努める。								
	庁内及び町主催の会議などでは、原則として封筒を配布しない。								
	ファイリングシステムを徹底する。(A4判化、資料の共有化)								
	事務用品や備品等は、可能な限り修理・再利用による長期利用に努める。								
	グリーン購入取組ガイドラインに基づき、環境ラベル認定を受けた製品・省エネ性能が高い製品等を優先して調達するよう努める。								

職員の取組

廃棄物削減の推進

ごみの分別徹底や再使用・再資源化を推進し、廃棄物の削減に努めます。

使い捨て商品の使用・購入を控え、大容量の詰め替え商品・省パッケージ商品を購入する。

ごみの分別を徹底し、資源物のリサイクルを推進する。

マイボトル・マイカップ・マイ箸の持参を推奨する。

コピー機やプリンター等のトナーカートリッジは、業者による回収・リサイクルを徹底する。

主に各施設管理者等が行う取組

職員の取組

庁舎等の保守・管理

庁舎等の設備に対し、定期的な点検・整備を実施することで適正管理に努めます。

空調機器・ボイラー等の定期的な点検・整備及び適正な運転管理を行う。

フロン・代替フロンを使用している空調機器等は、フロン排出抑制法に基づき管理者として適正に管理する。

水漏れ等の定期的な点検・整備点検及び保守管理を徹底する。

庁舎等の設備機器の運用・導入・更新

政府実行計画に基づき、設備機器の運用改善・新規導入・設備更新等を推進し、業務の脱炭素化を目指します。

屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなどライトダウンに努める。

施設のライトアップは、周囲の状況等を考慮し必要最小限にとどめる。

電球等の照明器具・照明機器を更新するときは、省エネタイプを選択する。

LED照明への交換を推進し、令和12(2030)年度までに100%導入を目指す。

職員の取組

公用車の新規導入・更新時には電動車の導入を推進する。

令和12(2030)年度までに、調達する電力の約60%以上を再生可能エネルギー由来電力とすることを目指す。

公共施設の新築・更新時には、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の実現を目指す。

各部局の特性に基づく取組

担当部局	職員の取組
各部局の特性に基づく取組の推進	職員・施設管理者等が取り組む項目と併せて、個別の施設・部局で取り組む項目を設定し、更なる取組の推進を図ります。
町民生活課	<p>事業所に対し、廃棄物の発生抑制・有効利用に関する指導を徹底する。</p> <p>デジタル媒体を活用した普及啓発チラシ等の配布・説明会・出前講座等を通して、町民のごみ減量化・リサイクル化に関する理解・知識の向上を図る。</p>
町民生活課・地域政策課・教育委員会	環境学習・出前講座を推進し、町民の地球温暖化防止に対する意識の啓発を図る。
地域政策課・関係各課	設置可能な公共施設(土地含む)へ、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進する。
関係各課	<p>公共工事を実施する場合は次の事項に配慮する。 (再生品の積極的な活用 ／ 省エネ工法の積極的な推進 ／ 標準設計の指導徹底・再生品の利用促進などによる熱帯材型枠の使用削減 ／ 建設副産物の再利用促進)</p> <p>フロン・代替フロンを使用している空調機器等を廃棄する場合は、適正に回収・破壊処理を行う。</p> <p>街路灯のLED灯への切り替えを推進する。</p> <p>公共施設や街路等の緑化を推進する。</p>

事務局の取組

項目	職員の取組
計画の管理・推進	高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会事務局は、各部局の取組の状況を確認しながら、計画の進捗状況の点検・評価を実施します。
意識啓発	すべての職員等が温室効果ガス削減の取組について共通認識を持ち、計画に基づいた実践が行えるよう、研修や情報発信等を通じて意識啓発を徹底する。
実績のとりまとめ・公表	各課等の所管施設等におけるエネルギー使用量やその他の取組実績をとりまとめ、集計・分析し、職員及び高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会に報告する。
	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、実行計画の進捗状況及び点検・評価結果を広報紙等により公表する。

コラム

政府実行計画の改定

令和7(2025)年2月18日、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」が改定されました。

高鍋町においても、政府実行計画が掲げる目標の達成を目指して、取組を推進する必要があります。

出典:環境省「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の概要」

政府実行計画の見直しについて

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）**の新たな目標を設定し、**目標達成に向けて取組を強化**。【現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定】
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- | | |
|--------|---|
| 太陽光発電 | ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、
2040年度までに100%設置を目指す。
✓ ベロスカイアト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。 |
| 建築物の建築 | ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、 2030年度以降には更に高い省エネ性能 を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める 。 |
- ※ ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- | | |
|-----------|--|
| 公用車/L E D | ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く |
| 電力調達 | ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再生電力とする。以降、 2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力 とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。 |
| GX製品 | ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量が大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの |

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
 - ✓ **Scope 3排出量へ配慮した取組**を進め、その排出量の削減に努める。
 - ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

高鍋町気候変動適応計画

国の気候変動影響評価報告書では、科学的な知見に基づき、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都生活の7つの分野に整理し、「重大性」「緊急性」「確信度」の3つの観点から気候変動が与える影響について評価をしています。

国の気候変動による影響評価

重大性	影響の程度、可能性、不可逆性、影響のタイミング、持続的な脆弱性または曝露、適応あるいは緩和を通じた リスク低減の可能性の6つの要素を切り口に「社会」「経済」「環境」の3つの観点から評価。 特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」で表記。
緊急性	影響の発現時期や適応の着手・重要な意思決定が必要な時期に着目。高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。
確信度	「証拠の種類、量、質、整合性」、「見解の一致度」の2つの観点で評価。高い「●」、中程度「▲」、低い「■」で表記。

気象状況の調査結果や国・県の情報を基に、高鍋町における気候変動の影響が出ると考えられる分野・項目について、以下の影響評価を用いて評価しました。本計画においては、**町への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとします。**

高鍋町の気候変動による影響評価

A(影響高)	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度が●かつ、県の評価において既に現れているまたは将来予測される影響。
B(影響中)	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるものの、県の評価で影響が確認されているもの。
C(影響低)	県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが高鍋町に当該地域特性がないもの。

高鍋町気候変動影響評価（町への影響度「A」のみ抜粋）

分野・項目			国の評価			県の評価	高鍋町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在／将来予測される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	○	A
		果樹	●	●	●	○	A
		病害虫・雑草	●	●	●	○	A
		農業生産基盤	●	●	●	○	A
水環境・水資源	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○	A
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	●	●	●	○	A
	その他	分布・個体群の変動	●	●	●	○	A
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	○	A
		内水	●	●	●	○	A
	沿岸	高潮・高波	●	●	●	○	A
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
健康	暑熱	死亡リスク	●	●	●	○	A
		熱中症等	●	●	●	○	A
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	●	●	●	○	A
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

気候変動の影響に対応するため、**高鍋町気候変動影響評価**において、影響度「A」の判断となった分野について優先的に取り組むとともに、**その他の分野についても情報収集・対応に努めます。**

気候変動適応策の推進

主体別の取組		行政	町民	事業者
農業の対策	暑熱や異常気象による農産物の品質低下・収穫量減少・病害虫の増加等への対策を推進します。			
農業生産技術・品種開発・先進事例等の情報収集・提供に努め、高温障害の抑制を図る。	<input type="checkbox"/>			
国・県・JA等と連携し、気象・病害虫等の情報収集・発信により、農業者の早期対応を支援する。	<input type="checkbox"/>			
耐暑性・耐倒伏性を持つ品種への転換や高温対策に係る資材導入の費用助成の支援に努める。	<input type="checkbox"/>			
品種転換・収穫の時期の見直し・早生品種導入等、必要に応じた高温対策を講じる。				<input type="checkbox"/>
国・県・町や関係機関が発信する情報を日常的に確認・活用する。				<input type="checkbox"/>
大雨や台風に備え、農業用水路の清掃などの水捌け対策を徹底する。				<input type="checkbox"/>
水資源の対策	水質を保つとともに、渇水・水不足への対策を推進します。			
渇水期の浄水量確保のため、町HPや広報誌等を活用し、節水の周知徹底に努める。	<input type="checkbox"/>			
浄水効率向上のため、施設や設備の適正管理・整備に努める。	<input type="checkbox"/>			
水道管路や配水施設の更新・耐震化を計画的に実施し、災害や渇水に強い供給体制を維持する。	<input type="checkbox"/>			
日常的に節水を心掛け、渇水時には町が発信する情報に基づき、家庭や集落単位での節水や応急対応に協力する。			<input type="checkbox"/>	
効率的な農業用・工業用水の確保と利活用に努める。				<input type="checkbox"/>

主体別の取組		行政	町民	事業者
自然生態系分野の対策	生物多様性を保全し、自然の恵みを活かすまちづくりを推進します。			
自然災害・沿岸域分野の対策	災害に強いまちづくりを推進します。			
高温や干ばつの影響を踏まえながら、森林の適切な保全に努める。	<input type="checkbox"/>			
県や関係機関と連携し、生物多様性の保全・被害防止対策・防除や捕獲に関する支援に努め、取組を推進する。	<input type="checkbox"/>			
生態系変化・鳥獣出没状況の把握及び情報共有体制の整備に努める。	<input type="checkbox"/>			
身近な自然の変化に目を向け、外来生物や鳥獣などを発見した際は、速やかに町や関係機関に報告する。		<input type="checkbox"/>		
事業活動と生物多様性の関係を理解することで生態系への影響の低減を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る。				<input type="checkbox"/>
気候変動の影響を踏まえながら「高鍋町地域防災計画」を適宜見直し、防災・減災に資するまちづくりを推進する。	<input type="checkbox"/>			
高鍋町洪水・土砂災害ハザードマップや指定緊急避難場所の定期的な見直し及び町民・事業者への周知を図る。	<input type="checkbox"/>			
町HPや広報誌等を活用し、県・電力会社が実施する防災講座開催情報や災害時に役立つ情報等を発信する。	<input type="checkbox"/>			
防災訓練・避難所開設訓練等を定期的に実施・参加する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
日頃から、避難経路・ハザードマップ・指定緊急避難場所などを確認しておく。		<input type="checkbox"/>		
台風襲来前に、所有物が散乱しないよう強風対策を講じ、災害ごみの発生を防ぐ。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非常食・飲料水・懐中電灯・携帯ラジオなどを備蓄し、停電や道路寸断時にも一定期間生活できる体制を整える。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

主体別の取組		行政	町民	事業者
健康への影響対策	暑熱が及ぼす影響に備え、適切に予防・対処し、死亡や重症化のリスクを低減します。			
国民生活・都市生活分野の対策	電気・水道等のライフライン供給や道路交通等が安定して保たれるよう、対策を実施します。			
町HPや広報誌等を活用し、熱中症・感染症等の注意喚起や予防対策の周知徹底に努める。	<input type="checkbox"/>			
クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の適切な運用・整備推進による、町民の健康被害未然防止に努める。	<input type="checkbox"/>			
補助金の交付等を通じ、施設園芸栽培における農業者の熱中症対策促進と高温による農作物の熱害対策への取組を推進する。	<input type="checkbox"/>			
屋外活動時には、作業時間の調整・休憩確保・水分補給を徹底する。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エアコンやサーフィン等による空気の循環、こまめな水分補給など、屋内でも快適・安全に過ごすための工夫に努める。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
「高鍋町水道事業経営戦略」に基づき、安全・強靭・持続を基本理念とした水道事業の継続を図る。	<input type="checkbox"/>			
水道・排水・道路施設の定期点検と計画的な更新・補修を実施する。	<input type="checkbox"/>			
「高鍋町地域防災計画」に則り、自然災害発生後に生じる災害廃棄物の迅速かつ適正処理に努める。	<input type="checkbox"/>			
平常時の定期的なパトロールにより町内の現状把握に努め、暴風雨による倒木や内水氾濫等の減災を目指す。	<input type="checkbox"/>			
緑地・水辺空間の保全・創出を通じて、ヒートアイランド現象の未然防止に努める。	<input type="checkbox"/>			
洪水・道路冠水時には、県や町の交通・給水情報を確認し、安全な移動行動を徹底する。		<input type="checkbox"/>		
地域ぐるみで、緑化・節電・打ち水活動等を継続し、温度上昇の抑制に努める。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
災害時の従業員安否確認・代替輸送・電源確保など、事業継続に必要な体制の準備に努める。				<input type="checkbox"/>

5-2 基本目標2 「資源と経済が循環するまち」

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルから脱却し、資源の効率的・循環的な利用を図るサーキュラーエコノミーへの移行が重要視されています。

また、人口減少や少子高齢化が進むなかで、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効率的な処理方法が求められています。本町においても、**継続的かつ積極的にごみの減量や再資源化を推進します。**

4R行動の促進

主体別の取組		行政	町民	事業者
廃棄物の減量・リサイクルの推進	ごみになるものをもらわない(リフューズ)、ごみを減らす(リデュース)、繰り返し使う(リユース)、資源として利用する(リサイクル)の普及啓発を行い、ごみの減量化を推進します。			
4R※の普及啓発に努める。 ※Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)	<input type="radio"/>			
簡易包装への取組やマイバック・マイはし・マイボトル持参運動を推進する。	<input type="radio"/>			
町HPにおけるごみ出し辞典や家庭ごみの出し方検索等の提供や、資源ごみ指定品目の分別徹底の周知・広報を実施する。	<input type="radio"/>			
環境ラベルの付いた商品や環境配慮型製品等について、情報提供・普及啓発に努める。	<input type="radio"/>			
ごみの多量排出事業者に対し、減量化等の指導を実施する。	<input type="radio"/>			
4Rを実践し、分別回収ルールを守ってごみ出し(適正排出)を行う。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
マイバッグ・マイはし・マイボトル持参運動などを実践し、ごみの排出抑制に努める。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
生産・流通・販売時のプラスチック使用抑制、過剰包装の抑制を行う。				<input type="radio"/>
エコマーク商品やリサイクル製品など、環境負荷の少ない製品の開発・製造に努める。				<input type="radio"/>

主体別の取組		行政	町民	事業者
食品ロスの削減	食品ロス削減に対する意識向上及び食品ロス削減を実践できる環境づくりを推進します。			
参加型活動の推進	参加型の活動やイベントを通じ、各主体が自分事としてごみ問題に取り組むことで、地域全体の意識向上につなげます。			
食品販売店・飲食店・宿泊施設等を対象に行われている「食べきり協力店」制度や「みやざき食べきり宣言プロジェクト」について、情報発信や協力を呼び掛ける。	<input type="checkbox"/>			
高鍋町社会福祉協議会が実施するフードドライブ・フードバンク活動等を支援する。	<input type="checkbox"/>			
「30・10(さんまる・いちまる)運動」の普及啓発に努める。	<input type="checkbox"/>			
賞味期限の近い商品を選ぶなど、エシカル消費を実践する。		<input type="checkbox"/>		
食品の購入量や管理に気を配ることで廃棄量を減らし、使いきれず余った食品はフードドライブなどに寄付して地域に貢献する。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
賞味期限が迫っている食品や規格外品は廃棄を防ぐため、見切り・値引き販売をする。				<input type="checkbox"/>
自治会や子ども会などの団体が取り組む有価物回収(空き瓶回収)等のリサイクル活動を推進する。	<input type="checkbox"/>			
出前講座等を実施し、町民・事業者の学習機会の提供に努める。	<input type="checkbox"/>			
町HPや広報誌等を活用し、地域のフリーマーケット開催情報等を発信する。	<input type="checkbox"/>			
参加型の清掃活動を継続し、活動を通じた地域全体のごみ問題への意識醸成を図る。	<input type="checkbox"/>			
ごみの適正処理・環境に係る学習会・地域の清掃活動等に積極的に参加する。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
フリーマーケット等への参加・協力・活用を通じて、物品の有効活用及び地域交流への貢献に努める。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

5-3 基本目標3 「誰もが快適に暮らせる美しいまち」

本町の生活環境は概ね良好な状態を保っていますが、健康的な生活を確保するためには、大気環境や水環境をより一層良い状態にすることが求められています。都市化に伴う環境の悪化を防ぎ、**健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。**

排水対策の推進

主体別の取組		行政	町民	事業者
排水対策(共通)	排水対策の推進により、水質悪化の未然防止を図ります。			
公共下水道が整備されている地域では水洗化(公共下水道への接続)を推進し、河川水質の負荷減少を図る。	<input type="radio"/>			
合併処理浄化槽設置費用の一部補助を継続し、合併処理浄化槽設置を推進する。	<input type="radio"/>			
浄化槽管理者が適正に保守点検・清掃・法定検査を実施するよう、指導・啓発を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	<input type="radio"/>			
公共下水道の利用や合併処理浄化槽の設置に積極的に取り組む。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
合併処理浄化槽や排水設備(排水栓等)の適正管理・維持管理に努める。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
生活排水対策	家庭でできる生活排水対策の実践を促進します。			
家庭でできる生活排水対策の情報提供を行い、対策の実践促進や意識向上を図る。	<input type="radio"/>			
食べ残しを流さない・石鹼や洗剤は適量を使用する等、家庭でできる生活排水対策を実践する。		<input type="radio"/>		
事業場排水対策	「水質汚濁防止法」に基づき、人々の健康や生活環境の保全に努めます。			
事業所から出る工場排水等の適正管理・指導を行う。	<input type="radio"/>			
排水処理技術の向上や浄化対策の改善に努める。				<input type="radio"/>
法・条例に基づく適切な排水処理施設を設置し、運転・管理に十分に注意する。				<input type="radio"/>

快適な住環境づくり

主体別の取組		行政	町民	事業者
不法投棄・ポイ捨て対策	不法投棄をしない・させない環境づくりを推進します。			
保健所や警察と連携し、不法投棄パトロールの実施等、不法投棄の未然防止や早期発見に努める。	<input type="radio"/>			
不法投棄をした事業者に対し、改善指導を徹底する。	<input type="radio"/>			
町民や土地の管理者に対し、広報や立て看板による周知・啓発活動を実施する。	<input type="radio"/>			
ごみの野外焼却・不法投棄などを行わない。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
不法投棄の監視に協力し、不法投棄を発見した場合は速やかに町や警察へ通報する。	<input type="radio"/>			
ペットの散歩の際には、ペットの粪の持ち帰りを徹底し、適切な後始末を行う。		<input type="radio"/>		
ごみやたばこのポイ捨てを決して行わず、持ち帰り・適正処理に努める。	<input type="radio"/>			

コラム

不法投棄・ポイ捨て・不法焼却（野焼き）

不法投棄・ポイ捨て・不法焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されているは**犯罪**です。

不法投棄は、景観を損ねるだけではなく、**悪臭・地下水の汚染**など、環境・生活・健康に悪影響を及ぼし、不法焼却(野焼き)は、**ばい煙・悪臭・ダイオキシン類等の有害物質**を発生させます。食べ残した畜産物のポイ捨ては、捕食した野生動物を介して飼養豚に**豚熱・アフリカ豚熱の感染を拡大**させる危険性があります。

廃棄物(ごみ)の適正処理に努めることが、快適な生活環境等を守ることにつながります。



出典:宮崎県農林水産ナビ ひなたMAFiN

公害の未然防止

主体別の取組		行政	町民	事業者
大気汚染防止対策	ばい煙・悪臭・自動車交通による大気汚染の防止に努めます。			
公共工事を行う際には、環境負荷の低減に努める。		<input type="radio"/>		
ごみ等の野外焼却禁止に関する啓発活動及び監視指導を実施する。		<input type="radio"/>		
公共交通の整備及びスマートウェルネスシティを推進し、安心安全な徒歩生活圏の充実・環境負荷軽減を図る。		<input type="radio"/>		
次世代自動車の導入・エコドライブの実践に取り組み、排気ガスの削減に努める。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
公共交通機関の利用に努める。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
工場・事業場から排出されるばい煙等の大気汚染物質の削減に努める。				<input type="radio"/>
騒音・振動・悪臭防止対策	県や関係機関と連携しながら、監視・指導に努めます。			
県や関係機関と連携しながら規制を推進し、必要に応じて指導を行う。		<input type="radio"/>		
日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止に努める。			<input type="radio"/>	
生活環境を保全すべき地域で行う工事は、低騒音型・低振動型の機械の利用に努め、工事時間帯の制限等の防音対策を講じる。				<input type="radio"/>
悪臭の要因となるばい煙や汚染水の排出抑制と適正管理に努め、従業員の公害防止意識の向上を図る。				<input type="radio"/>
土壤汚染防止対策	農薬や有害化学物質の適正使用を促進します。			
県と連携し、有害化学物質を使用する事業者に対し、土壤汚染防止の指導を徹底する。		<input type="radio"/>		
農薬・肥料等の適正使用等について広く呼びかけ、啓発活動に努める。		<input type="radio"/>		
農薬・肥料等の適正使用に努める。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
有害化学物質等の適正な使用・管理・処分に努める。				<input type="radio"/>

主体別の取組		行政	町民	事業者
地盤沈下防止対策	地盤沈下現象は、長期的・持続的に生じ、いったん生じてしまうと回復が困難な公害であるという特殊性から、県と連携し継続的監視を行い、早期発見に努めます。			
地盤沈下の早期発見に向けて、県と連携して監視に努める。	<input type="radio"/>			
環境省が公表する「全国地盤環境情報ディレクトリ」等を注視し、情報把握に努める。	<input type="radio"/>			
地盤沈下が原因とみられる建物の損傷や傾き等を発見した際には、その緊急性に応じて速やかに町や関係機関に報告する。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
化学物質・環境汚染物質対策	県と連携しながら実態調査を継続し、環境及び健康への影響等の情報提供・発生抑制に努めます。			
有害化学物質などに関する最新情報を把握し、町民・事業者への情報提供に努める。	<input type="radio"/>			
県と連携し、環境中におけるダイオキシン類の実態調査を継続する。	<input type="radio"/>			
化学物質の適正な使用・管理に関する指導を実施する。	<input type="radio"/>			
廃棄物の適正処理を推進し、ダイオキシン類等の発生抑制に努める。	<input type="radio"/>			
化学物質の性質や健康・環境に及ぼす影響等について、自ら学び、正しい理解の習得を図る。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
廃棄物の減量化や分別を徹底する。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
適正な時期に最低限必要な量の農薬散布を行うなど、環境にやさしい農業の推進に努める。				<input type="radio"/>
有害化学物質などの適正な使用・管理・処分に努める。				<input type="radio"/>
使用期限を超えた農薬の回収及び適正処理に努める。				<input type="radio"/>
法令に基づき、対象化学物質の環境中へ排出される量・廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を把握・公表する。				<input type="radio"/>

5-4 基本目標4 「豊かな自然を未来に繋ぐまち」

豊かな自然環境や歴史的・文化的景観は、本町の特徴でもあり、次世代に引き継いでいくべき財産です。自然環境の保全を通じて、**町民の憩いの場づくりを行うとともに、生物多様性の保全に繋げます。**

水質の保全

主体別の取組		行政	町民	事業者
水質汚濁防止対策	水環境への負荷の低減と汚染の未然防止を図ります。			
河川等の公共用水域の水質状況を把握するため、定期的・計画的な水質調査を継続する。		<input type="radio"/>		
良好な水質を保全するため、河川や海域等の公共用水域における監視体制の充実を図る。		<input type="radio"/>		
河川浄化に関する、町民・事業者の意識啓発やNPO・ボランティア団体等の活動支援に努める。		<input type="radio"/>		
複数の市町村を流れる河川については、流域の行政機関等と連携し、河川愛護意識の啓発や水質検査に協働で取り組む。		<input type="radio"/>		
身近な河川の浄化活動や美しい河川環境づくり等の環境活動に積極的に参加する。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
家畜等のふん尿が河川に流出しないよう、処理・保管施設等を設置し適正処理を行う。				<input type="radio"/>
海洋環境の保全	「海洋環境を保全し、生物多様性やネイチャーポジティブを実現する町」の実現を目指します。			
蚊口浜ビーチクリーン活動等の普及啓発・継続的開催を行う。		<input type="radio"/>		
県指定天然記念物であるアカウミガメ産卵地の保護に努め、町HPや広報誌等を活用し広く保護への協力を呼びかける。		<input type="radio"/>		
学校・企業と連携し、ブルーカーボンやSDGs等に関するワークショップ・イベントを定期的に開催する。		<input type="radio"/>		
海水浴場を利用する際には、ごみの持ち帰り・海岸の適正利用を徹底する。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
海岸の清掃・美化活動に積極的に参加する。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

みどりの整備・保全

主体別の取組		行政	町民	事業者
森林の整備と活用	身近な自然とのふれあいの場であり、生活環境保全等の機能を有する森林の整備・保全を推進します。			
「森林法」の伐採届出制度に基づき、適切な指導及び林野火災を防止するための対策を推進する。	<input type="radio"/>			
「一つ瀬川地域森林計画書」に基づき、計画的な森林整備を推進する。	<input type="radio"/>			
森林の公益的機能の理解のための広報・啓発活動等を推進する。	<input type="radio"/>			
間伐材の活用や地元生産材の利用拡大等を推進し、林業の活性化を図る。	<input type="radio"/>			
森林機能についての理解を深め、里山の維持管理・植林などの活動に積極的に参加する。		<input type="radio"/>		
建築物の新築・改修等の際には、県産木材の使用に努める。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
開発事業を行う際には、周辺環境を考慮し、自然環境保全のための適切な措置を講じる。				<input type="radio"/>
森林の状況に応じて間伐や再造林などを行い、森林の適正管理に努める。				<input type="radio"/>
公園・緑地の整備	潤いと安らぎにあふれた生活を送るために、魅力的で親しみのある公園・緑地及び災害時の避難場所・活動拠点として利用できる公園を整備します。			
生活空間・風景・歴史的風土に溶け込んだ「自然を活かしたうるおいのある公園づくり」を推進する。	<input type="radio"/>			
町民との協働により、公共施設等の緑化推進や良好な維持管理に努める。	<input type="radio"/>			
公園・緑地の整備を通じ、災害時の安心・安全な避難場所・活動拠点を確保する。	<input type="radio"/>			
行政と一緒に、公園・公共施設・街路などの緑化を推進する。		<input type="radio"/>		
緑化活動などの体験型イベントに積極的に参加する。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
開発事業を行う際には、公園・緑地等の確保に努める。				<input type="radio"/>

生物多様性の保全

主体別の取組	行政	町民	事業者
動植物の生息・生育環境の保全	高鍋湿原やアカウミガメ産卵地等の保全を通じ、動植物の保護や生物多様の保全に努めます。		
国・県と連携し、貴重な動植物の生息・生育地の保護や自然とのふれあいの場の整備を推進する。	<input type="radio"/>		
生物多様性の保全に資する緑地や水辺環境の適正な管理を行う。	<input type="radio"/>		
高鍋湿原等のモデルフィールドを活用した環境教育を実施し、動植物の保護や自然保護思想の普及啓発に努める。	<input type="radio"/>		
特定外来生物や害虫に関する情報提供を行うとともに、効果的な防除に努める。	<input type="radio"/>		
生態系や野生動物との共生について学び、身近な生物の保護に努める。		<input type="radio"/>	
ペットや観葉植物等、外来種・外来魚などの野外放出を決して行わず、在来種の生態系の保全に努める。		<input type="radio"/>	
動植物の生息・生育場所に影響を及ぼす恐れのある開発事業等を行う際は、あらかじめ調査し、影響を回避あるいは最小限に抑える対策を講じる。			<input type="radio"/>

コラム

特定外来種「オオキンケイギク」

オオキンケイギクは北米原産の多年草で、5~7月にかけて黄色のコスモスに似たきれいな花を咲かせます。

しかし、オオキンケイギクはその強靭な性質から一度定着すると在来の野草を駆逐し、周りの景観を一変させてしまう性質を持っています。そのため、平成18(2006)年には「外来生物法」に基づく**特定外来生物に指定**され、運搬・栽培・販売・譲渡・野外放出などが禁止されています。

駆除する際の注意点

- ・種子が付く前に根から引き抜き、2~3日天日にさらして枯死させる
 - ・「燃えろごみ」で処分する（場所によっては除草剤による駆除も効果的です）



出典：九州地方環境事務所

景観の保全

主体別の取組		行政	町民	事業者
史跡の保存・整備・活用	歴史的・文化的資源を保護・保存するとともに積極的に活用し、次世代に継承します。			
快適で美しいまちづくり	本町の美しい自然景観や歴史的・文化的な景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。			
歴史的・文化的資源に関する情報発信及び適正管理を推進する。	<input type="radio"/>			
埋蔵文化財の保護・保存についての情報発信に努め、地域全体の意識醸成を図る。	<input type="radio"/>			
史跡や天然記念物などの指定文化財を、適切に保護・管理する。	<input type="radio"/>			
二ノ丸文教歴史館(高鍋町歴史総合資料館)の運営管理・利用促進を図る。	<input type="radio"/>			
地域の歴史的・文化的資源の知識や理解を深め、保存活動に参加・協力する。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
開発事業を行う際には、埋蔵文化財の保存について協議を行う。			<input type="radio"/>	
建設工事を行う際には、周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮する。				<input type="radio"/>
景観形成に関する意識啓発を図り、美しい景観づくりに町民・事業者と協働で取り組む。	<input type="radio"/>			
「高鍋町景観計画」に基づき、美しく良好な景観の形成を図る。	<input type="radio"/>			
景観形成への理解を深め、地域の特性に応じたまちづくりに協力する。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

コラム

二ノ丸文教歴史館

高鍋町歴史総合資料館は通称を「**二ノ丸文教歴史館**」として、令和6(2024)年にリニューアルオープンしました。

「人づくり、国づくり」をテーマに、歴史と未来を結ぶまちづくりビジョン「歴史と文教の城下町の再生」の実現に向け、藩校「明倫堂」に息づく精神が未来への知恵へつながる施設を目指しています。



5-5 基本目標5

「すべての人が環境のために協働するまち」

地球温暖化問題などの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因しています。町民や事業者一人ひとりの意識改革を進め、生活様式や事業内容等を見直すことにより、**日常生活や事業活動が及ぼす環境負荷を低減します。**

環境教育・環境学習の推進

主体別の取組	行政	町民	事業者
地域一丸となった環境教育の推進	学校・職場・地域等で連携を図り、環境教育・環境学習を効果的かつ継続的に推進します。		
学校・地域住民・団体・関係行政機関等との連携を図り、地域の環境資源を活用した環境教育を推進する。	<input type="checkbox"/>		
「こどもエコクラブ」等を推進し、小中学校における環境教育や子どもたちの自主的な環境学習活動を支援する。	<input type="checkbox"/>		
出前講座や環境講座、自然観察会を開催する。	<input type="checkbox"/>		
環境講座・自然観察会・体験学習等に積極的に参加する。		<input type="checkbox"/>	
職場研修などを通じて、従業員の環境意識の向上を図る。			<input type="checkbox"/>
自社の環境への取組を広く周知し、施設見学会などを積極的に開催するよう努める。			<input type="checkbox"/>
環境に関する情報の発信	様々な媒体を活用し、環境関連情報の充実・周知を図ります。		
町HP・広報誌・メディア等の様々な媒体を活用し、町の環境の現状・環境に関する支援制度・キャンペーン等の情報提供を行う。	<input type="checkbox"/>		
講演会・講習会・イベント等を通じて、環境情報を提供する。	<input type="checkbox"/>		
環境情報を積極的に収集し、環境に関する正しい知識の習得に努める。		<input type="checkbox"/>	
町の環境の現状・環境に関する制度等の情報を把握し、環境にやさしい事業活動に努める。			<input type="checkbox"/>

環境保全活動の推進

主体別の取組		行政	町民	事業者	
主体的な環境保全活動の推進		町民・事業者・NPO等の社会を構成する全ての主体が、適切な役割のもとで連携・協力し、環境保全への取組を推進します。			
町民・事業者・NPO等が行う自主的な環境保全活動を、積極的に支援する。		<input type="radio"/>			
地域で行われる環境保全活動について、町HPや広報誌等を活用し、情報発信・普及啓発に努める。		<input type="radio"/>			
町民・事業者・NPO等が行う環境保全活動に、積極的に参加する。			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
環境保全を担う人材の育成		次世代を担うこどもたち及び若い世代が、自然と環境行動に取り組める仕組みづくりを推進します。			
年代によって情報収集源や環境分野への興味・関心が異なるため、各種SNS等多様な媒体を効果的に使用する仕組みの構築を目指す。		<input type="radio"/>			
「高鍋町SDGs未来都市計画」に基づき、各主体と連携した次世代の人材育成を目指す。		<input type="radio"/>			
環境問題について、学んだことや考えたことを家族・学校・地域等で積極的に話し合う。			<input type="radio"/>		
学校教育においては、生徒のタブレットPCを活用した環境学習を推進する。			<input type="radio"/>		
業界団体や産業支援機関等が開催する、環境保全に関する研修・視察等に積極的に参加する。				<input type="radio"/>	

コラム

「ラグビー哲学」に学ぶOne Teamのまちづくり

本町は、「高鍋町SDGs未来都市計画」に基づき、持続可能な地域づくりへの貢献を目指しています。「地域活性化企業人制度」を活用して、ラグビー元日本代表の菊谷崇さんをお招きした教育学習を実施するなど、スポーツを通じた地域の人材育成に取り組んでいます。

ラグビー憲章に掲げられる「**品位・情熱・結束・規律・尊敬**」の精神を教育の力とすることで、SDGs17の目標のうち「4.質の高い教育をみんなに」・「11.住み続けられるまちづくりを」・「17.パートナーシップで目標を達成しよう」などのSDGs達成を目指します。



6

第6章 計画の推進体制・進行管理

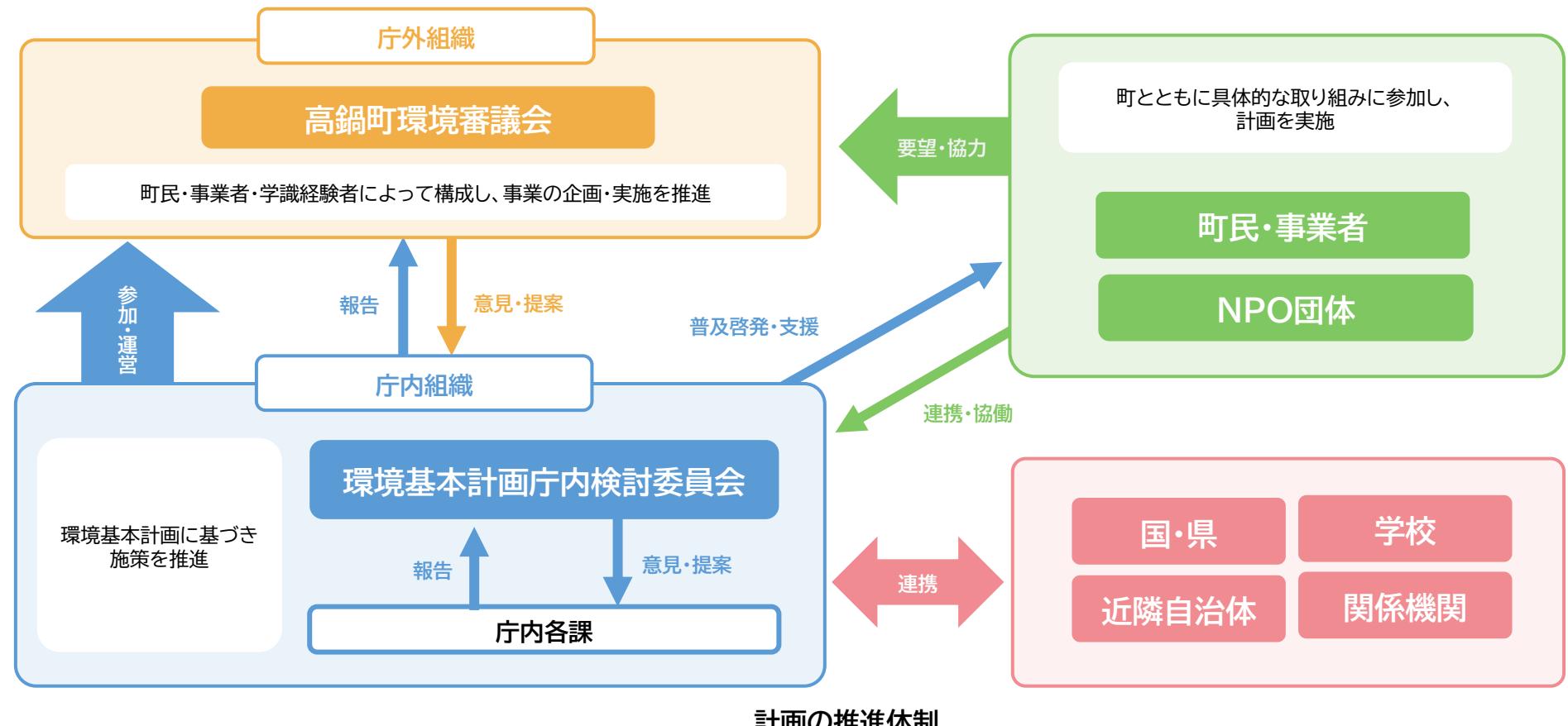
6-1 計画の推進体制

第2次高鍋町環境基本計画の推進体制

町民・事業者・国県・他自治体等の様々な主体と連携・協働し、一丸となって将来像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、下図に示すように町民・事業者・学識経験者で組織する「**高鍋町環境審議会**」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告・評価します。結果については、町のホームページ等で公表を行い、町民・事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

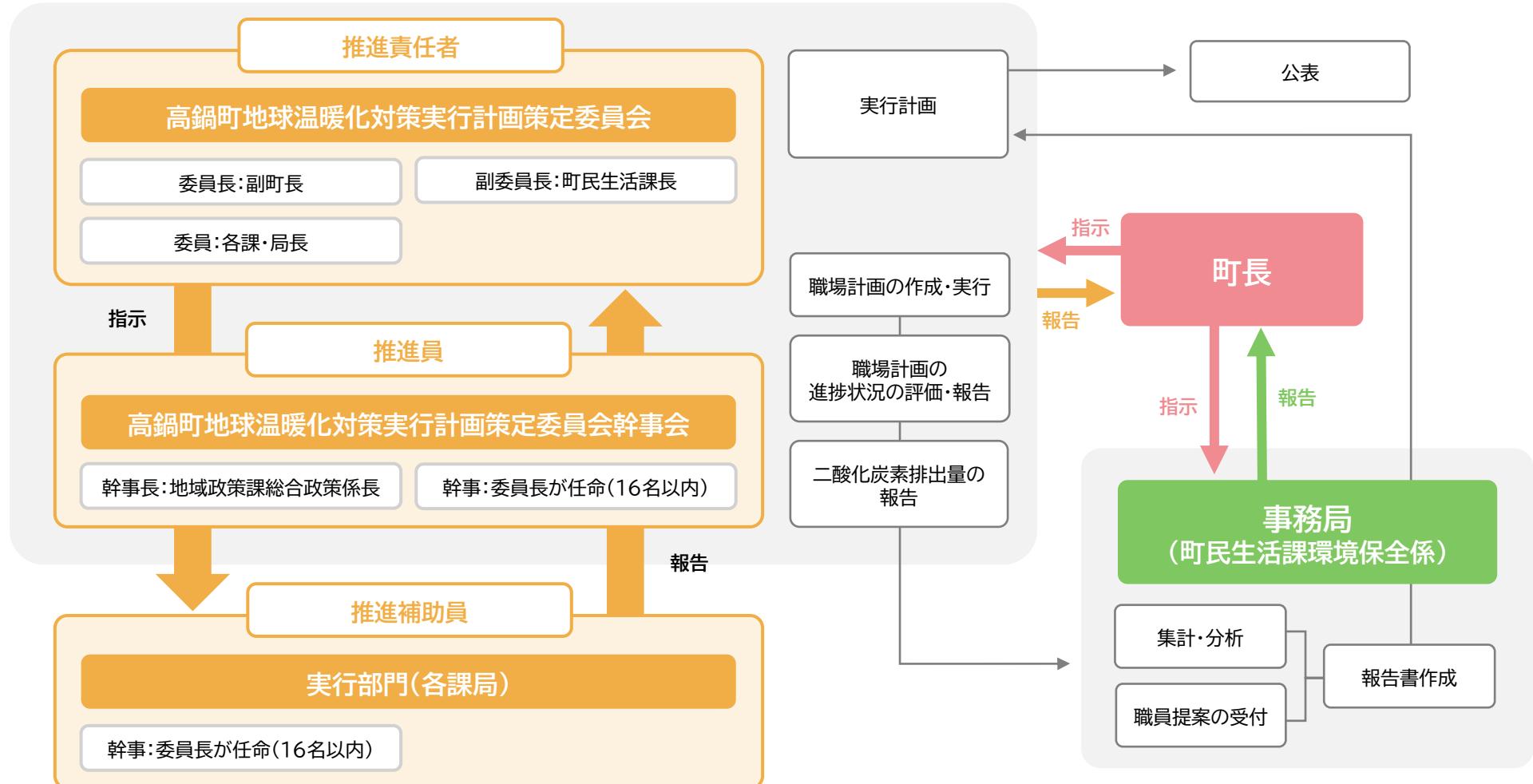
また、進捗状況の評価結果を踏まえ、庁内横断的組織である「**高鍋町環境基本計画庁内検討委員会**」において新たな施策や事業の拡充を検討します。



第5次高鍋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進体制

全職員が一丸となって、事務・事業の脱炭素化を目指します。

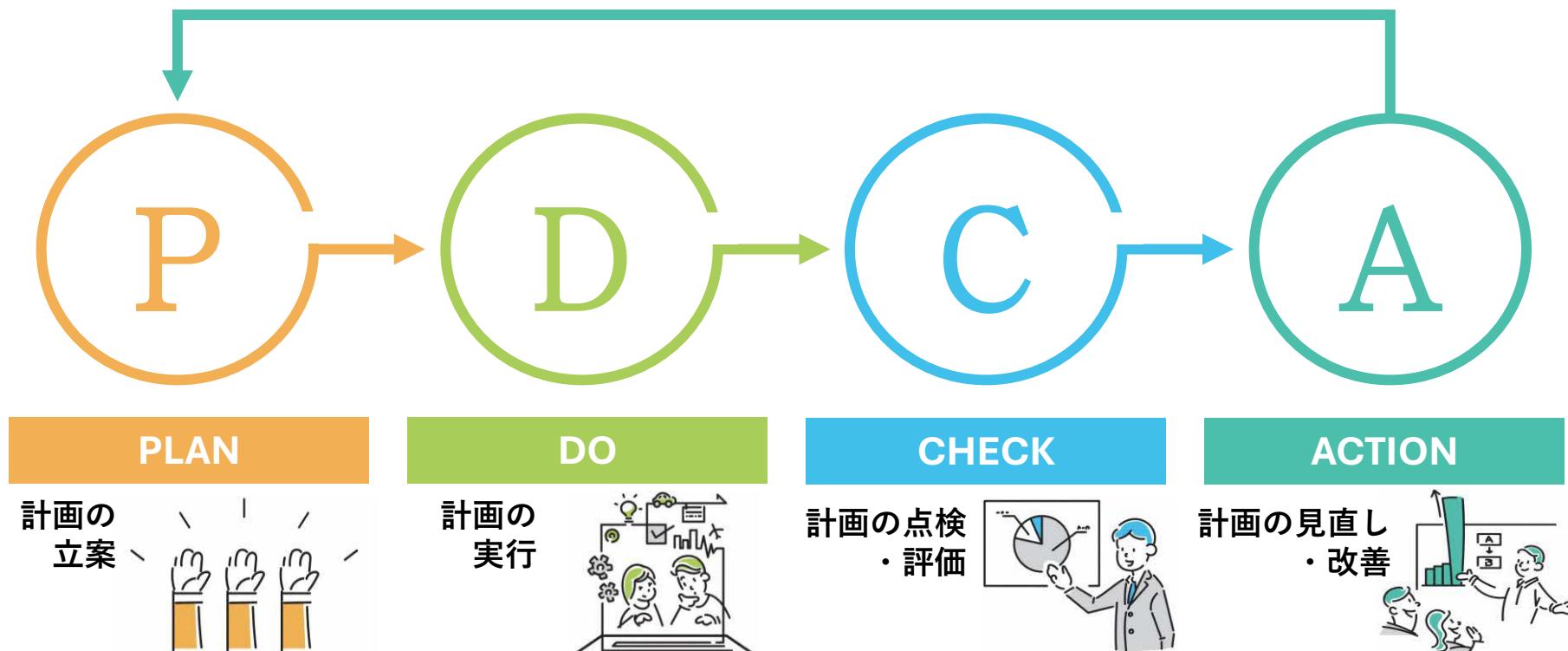
「**高鍋町地球温暖化対策実行計画策定委員会**」を中心とした推進体制を構築し、事務局において計画の進捗状況を集計・分析・周知することで、継続的な地球温暖化対策の推進に取り組みます



6-2 計画の進行管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（P l a n）、実行（D o）、点検・評価（C h e c k）、見直し（A c t i o n）のPDCAサイクルに基づき、進捗状況の点検・評価を実施します。

評価報告は中期と後期の2回実施し、町行政が実施した施策の実績や町民・事業者等が取組んだ活動実績を審議会で評価します。計画期間中にあっても実績評価の結果次第で必要に応じて計画の改善や見直しを図り、最終評価において残った課題は次期計画に反映し、将来的にはゼロカーボンシティの実現につなげます。



資料編

1 計画策定経過

高鍋町環境審議会設置条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、町に高鍋町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項およびその他の重要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 職責による委員の任期は、その在任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の審議会は町長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 審議会は委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

4 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は町民生活課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

高鍋町環境審議会 委員名簿

役職	氏名	所属役職等	備考
会長	菅本 和寛	宮崎大学 工学教育研究部 教授	学識経験者
委員	日高 正則	高鍋町議会 総務厚生常任委員長	議会代表
委員	小田 正剛	高鍋商工会議所 指導課長補佐	事業者代表
委員	黒木 博	宮崎県農業協同組合 児湯地区本部 常務理事	事業者代表
委員	原田 桂子	高鍋町地域婦人連絡協議会 会長	住民代表
委員	加藤 秀文	認定NPO法人 高鍋町観光協会 事務局長	公益団体代表
委員	坂田 佐一郎	高鍋自然愛好会 会長	住民代表
委員	長尾 広則	高鍋町PTA連絡協議会 会長	住民代表
委員	高平 祐司	高鍋信用金庫 主任調査役	金融機関代表
委員	小田 哲也	株式会社 甦る大地の会 部長	事業者代表
委員	飯干 幹雄	高鍋町自治公民館連絡協議会 会長	住民代表

高鍋町環境審議会の開催状況

開催日	審議内容
令和7年10月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次高鍋町環境基本計画」及び「高鍋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」についての概要説明(書面会議) 計画策定スケジュール
令和7年12月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 計画書素案の説明及び検討 望ましい環境像の検討
令和8(2026)年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 計画書最終案の確認

パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和7(2025)年12月26日～令和8(2026)年1月12日
周知方法	高鍋町のホームページ
閲覧場所	高鍋町のホームページ 及び 町民生活課窓口
結果	提出人数●人、 提出件数●件 パブリックコメント終了後反映

2 二酸化炭素排出量の算定方法

現状の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業から排出されるCO₂は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定 ・ 都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、高鍋町の製造品出荷額等を乗じて推計 <p><推計式> 高鍋町のCO₂排出量 = 都道府県の製造業炭素排出量 / 都道府県の製造品出荷額等 × 高鍋町の製造品出荷額等 × 44 / 12</p>
産業部門 (建設業・鉱業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業・鉱業から排出されるCO₂は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定 ・ 都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、高鍋町の従業者数を乗じて推計 <p><推計式> 高鍋町のCO₂排出量 = 都道府県の建設業・鉱業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 高鍋町の従業者数 × 44 / 12</p>
産業部門 (農林水産業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業から排出されるCO₂は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定 ・ 都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、高鍋町の従業者数を乗じて推計 <p><推計式> 高鍋町のCO₂排出量 = 都道府県の農林水産業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 高鍋町の従業者数 × 44 / 12</p>
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務その他部門から排出されるCO₂は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定 ・ 都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、高鍋町の従業者数を乗じて推計 <p><推計式> 高鍋町のCO₂排出量 = 都道府県の業務その他部門炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 高鍋町の従業者数 × 44 / 12</p>
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭部門から排出されるCO₂は、世帯数に比例すると仮定 ・ 都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、高鍋町の世帯数を乗じて推計 <p><推計式> 高鍋町のCO₂排出量 = 都道府県の家庭部門炭素排出量 / 都道府県の世帯数 × 高鍋町の世帯数 × 44 / 12</p>
運輸部門 (自動車)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸部門(自動車)から排出されるCO₂は、自動車の保有台数に比例すると仮定 ・ 全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、高鍋町の保有台数を乗じて推計 <p><推計式> 高鍋町のCO₂排出量 = 全国の自動車車種別炭素排出量 / 全国の自動車車種別保有台数 × 高鍋町の自動車車種別保有台数 × 44 / 12</p>
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物から排出されるCO₂は、高鍋町が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 ・ 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO₂/t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO₂/t)」を乗じて推計 <p><推計式> 高鍋町のCO₂排出量 = 焼却処理量 × (1 - 水分率) × プラスチック類比率 × 2.77 + 焼却処理量 × 全国平均合成繊維比率(0.028) × 2.29</p>

二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢(BAU)ケース)

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。

(BAU排出量=現状年排出量×目標年活動量÷現状年活動量)

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度※の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6(2024)年度までは令和2(2020)年度と同数値で推移すると仮定。

3 気候変動の将来予測及び影響評価

将来予想される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀末(2100年頃)に本町へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

項目	予想される影響
農業・林業	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、農作物の生育障害や品質低下、病害虫の発生増加や害虫の種類の変化等による農作物被害の増加、拡大が懸念される。 梅雨期や台風期にあたる6~10月では、全国的に洪水リスクが増加すると予測されている。 降雨強度の増加による洪水の農業生産基盤への影響については、低標高の水田で湛水時間が長くなることで農地被害のリスクが増加することが、将来の大気特性の不確実性も踏まえた上で予測されている。
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の水温上昇による水質の悪化が懸念される。 少雨化・降水量の変動幅の増大により、渇水の深刻化が懸念される。
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> 暖温帯林の構成種の多くは、分布適域が高緯度、高標高域へ移動し、分布適域が拡大することが予測される。
	<ul style="list-style-type: none"> 今後、気候変動の進行に伴い、植生や野生生物の生育・生息域の分布の変化等が懸念される。
自然災害・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> 今後、大雨や短時間強雨の頻度の増加による河川氾濫、土砂災害、台風の強度の増加による高潮災害等が懸念される。
健康	<ul style="list-style-type: none"> 今後も気温上昇に伴い熱中症リスクの増大が懸念される。
国民生活・都市生活	<ul style="list-style-type: none"> 風水害によるライフラインの機能低下が懸念される。
	<ul style="list-style-type: none"> 気温上昇に伴うヒートアイランド現象の進行が懸念される。

高鍋町の気候変動影響評価

第2章及び第3章における気象状況の調査結果や国・宮崎県の情報を基に、高鍋町の気候変動の影響を評価しました。

分野・項目			国の評価			県の評価	高鍋町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在／将来予測される影響	
農業・林業・水産業	農業	水稻	●	●	●	○	A
		野菜等	◆	●	▲	○	B
		果樹	●	●	●	○	A
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	B
		畜産	●	●	▲	○	B
		病害虫・雑草	●	●	●	○	A
		農業生産基盤	●	●	●	○	A
		食料需給	◆	▲	●		C
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲		C
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲		C
水環境・水資源	水環境	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲		C
		増養殖業	●	●	▲		C
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲		C
		湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	B
		河川	◆	▲	■	○	B
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	○	B

分野・項目			国の評価			県の評価	高鍋町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在／将来予測される影響	
水環境・水資源	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○	A
		水供給(地下水)	●	▲	▲	○	B
		水需要	◆	▲	▲	○	B
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲		C
		自然林・二次林	●	●	●	○	A
		里地・里山生態系	◆	●	■	○	B
		人工林	●	●	▲	○	B
		野生鳥獣の影響	●	●	■	○	B
		物質収支	●	▲	▲		C
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■	○	B
		河川	●	▲	■	○	B
		湿原	●	▲	■	○	B
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●		C
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	B
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	○	B
	その他	生物季節	◆	●	●		C
		分布・個体群の変動	●	●	●	○	A

分野・項目			国の評価			県の評価	高鍋町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在／将来予測される影響	
自然生態系	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■		C
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲		C
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●		C
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■		C
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	○	A
		内水	●	●	●	○	A
	沿岸	海面水位の上昇	●	▲	●		C
		高潮・高波	●	●	●	○	A
		海岸侵食	●	▲	●		C
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	A
	その他	強風等	●	●	▲		C
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲		C
	暑熱	死亡リスク	●	●	●	○	A
		熱中症等	●	●	●	○	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲		C
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	○	B
		その他の感染症	◆	■	■		C

分野・項目			国の評価			県の評価	高鍋町への影響度
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	現在／将来予測される影響	
健康	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲		C
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲		C
		その他の健康影響	◆	▲	▲		C
産業・経済活動	製造業	-	◆	■	■		C
	食品製造業	-	●	▲	▲		C
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	○	B
	商業	-	◆	■	■		C
	小売業	-	◆	▲	▲		C
	金融・保険	-	●	▲	▲		C
	観光業	レジャー	◆	▲	●	○	B
	自然資源を活用した レジャー業	-	●	▲	●	○	B
	建設業	-	●	●	■		C
	医療	-	◆	▲	■		C
国民生活・ 都市生活	都市インフラ・ ライフライン等	水道、交通等	●	●	●	○	A
	文化・歴史などを 感じる暮らし	生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●		C
	その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

4 用語集

あ 行	アメダス	「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨・風・雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。
	インフラ	社会・経済・国民生活を支える基盤やその設備。公共施設・交通・通信・水道・電力・ガスなど、生活に欠かせない基盤となるもの。
	ウェルビーイング	「well(よい)」と「being(状態)」からなる言葉。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念。
	エコドライブ	温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために、環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。
	温室効果ガス	赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーカーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF ₆)、三フッ化窒素(NF ₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。
か 行	カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。
	渴水	河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムの貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。
	環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。
	環境配慮型商品	環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品。
	環境ラベル	製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言・シンボル・図形・図表等のこと。
	気候変動適応法	政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

さ 行	再生可能エネルギー	石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等がある。
	産業革命	18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化。
	次世代自動車	「ハイブリッド車」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。
	省エネルギー	石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
	スマート農林業	ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農林業のこと。
	生物多様性	地球上の生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生きものの多様さと生息環境の多様さを表す言葉。
	ゼロカーボンシティ	「2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す」旨を、首長が公表した地方自治体のこと。
た 行	脱炭素経営	気候変動対策(脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。
	脱炭素社会	実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会のこと。
	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のこと。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。
	地球温暖化対策の推進に関する法律	通称「温対法」。地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。
	地中熱	浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気と地中の温度差を利用して効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。
な 行	内水	洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝・排水路・下水道等から水が溢れる水害のこと。
	ネット・ゼロ	温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、正味の排出量をゼロにすること。排出量自体をゼロにすることではなく、温室効果ガスの除去や吸収の仕組みを導入することで、最終的に自然界に残る温室効果ガスをゼロにする。カーボンニュートラルと同義で使われる。
は 行	バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
	バイオマス発電	木材や植物残さ等のバイオマス(再生可能な生物資源)を原料として発電を行う技術のこと。

は 行	バイオマスプラスチック	再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチック。自然界で分解されやすく、償却しても二酸化炭素発生が化石燃料由来のプラスチックより抑えられるため環境負荷を軽減できる。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。
	パリ協定	温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27(2015)年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28(2016)年11月4日に発効された。
	ヒートアイランド現象	緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。
	フードドライブ	家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体・施設・フードバンク等に寄付する活動。
	ブルーカーボン	沿岸・海洋の海藻などが光合成によりCO ₂ を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。
ま 行	マイクロプラスチック	直径が5mm以下の微小サイズのプラスチックのこと。微小粒子として工業的に製造され、洗顔料等に使用される「一次マイクロプラスチック」と、使い捨て容器等の大きなプラスチックごみが、紫外線や波の力で劣化し、細かく砕けてできる「二次マイクロプラスチック」がある。
ら 行	ライフライン	日常生活に必須な社会インフラのこと。電気・ガス・水道(上水道、下水道)等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送(交通)システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。
わ 行	ワードクラウド	文章やアンケートの自由記述などに含まれる使用頻度の高い言葉を、出現回数に応じて大きさを変えて並べた図のこと。テキストデータを視覚的に分かりやすく表現する方法の一つ。
数字・アルファベット	30・10 (さんまる・いちまる)運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむというもの。一人一人が「もったいない」を心かけ、楽しく美味しく宴会を楽しみ、食品ロスを削減する取組。
	4R (よんアール)	「Refuse(ごみ発生の回避)」、「Reduce(ごみの抑制)」、「Reuse(再利用の推進)」、「Recycle(再資源化の推進)」の4つの頭文字「R」を取った総称で、廃棄物の発生を未然に防ぎ、資源を循環させながら環境負荷を最小限に抑えるための基本的な考え方のこと。
	AI (エーアイ)	「Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)」を略した言葉で、日本語では「人工知能」を意味する。AIは一般的に、人間の言葉の理解や認識、推論等の知的行動をコンピュータに行わせる技術を指す。
	BAU (ビーエーユー)	BAUは「Business As Usual」の略語。「現状すう勢」と同意で、特段の対策をとらずに現状を維持した場合のこと。BAUケースは削減効果を評価するための基準となるシナリオのこと。
	COP(コップ)	「Conference of the Parties(締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

数字・アルファベット	PDCA(ピーディーシー エー)サイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
	SDGs (エスディージーズ)	平成27(2015)年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。
	ZEB (ゼブ)	「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称で、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

自然と暮らしが共存する 持続可能なまち たかなべ

第2次高鍋町環境基本計画

編集・発行

高鍋町 町民生活課 環境保全係

〒884-8655

児湯郡高鍋町大字上江8437番地

TEL 0983-26-2017

発 行

令和8(2026)年 ●月
